

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文目次

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号) (第一条関係) . . . . . 1

○特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号) (第二条関係) . . . . . 13

○商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号) (第三条関係) . . . . . 27

○関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) (第四条関係) . . . . . 29

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号) (第五条関係) . . . . . 73

○畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号) (第六条関係) . . . . . 83

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九十九号) (第七条関係) . . . . . 92

○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号) (第八条関係) . . . . . 108

○独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号) (第九条関係) . . . . . 118

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号) (第十条関係) . . . . . 121

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律(平成二十六年法律第一百二十二号) (第十一条関係) . . . . . 131

(附則)

○関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号) (附則第十条関係) . . . . . 137

○水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) (附則第十一条関係) . . . . . 138

○中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号) (附則第十二条関係) . . . . . 139

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) (附則第十三条関係) . . . . . 140

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第一百十二号) (附則第十四条関係) . . . . . 143

○肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号) (附則第十五条関係) . . . . . 146

○食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六十六号) (附則第十六条関係) . . . . . 148

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号) (附則第十七条関係) . . . . . 149

○著作権法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十三号) (附則第十八条関係) . . . . . 150

改 正 案	現 行
<p>第十条（略） ②③④（略）</p> <p>⑨ 公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）（以下この条において「通知期間」という。）内に、株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項に規定する期間内に、同項の規定による認定の申請がなかつたとき。</p> <p>四 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請に係る取下げがあつたとき。</p> <p>五 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請について同条第六項の規定による決定があつたとき。</p> <p>六 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による第四十八条の三第三項の認定（同条第</p>	<p>第十条（略） ②③④（略）</p> <p>⑨ 公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に關し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内に、株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

八項の規定による変更の認定を含む。)の取消しがあつた場合

七 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による第四十八条の三第三項の認定(同条第八項の規定による変更の認定を含む。)の取消しがあつた場合

⑩ (略)

⑪ 第九項第三号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に六十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

⑫ 第九項第四号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に第四十八条の二の規定による通知の日から同号の取下げがあつた日までの期間に相当する期間を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

⑬ 第九項第五号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

⑭ 第九項第六号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、第四十八条の五第一項の規定による決定の日から起算して一年以内に第九項本文の通知をしなければならない。

第十五条 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第

(新設)

⑩ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第十五条 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式

十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「合併会社」と読み替えるものとする。

第十五条の二 (略)

②・③ (略)

④ 第十条第八項から第十四項までの規定は、前二項の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十五条の三 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る共同株式移転の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同株式移転をしようとする会社」と読み替えるものとする。

の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「合併会社」と読み替えるものとする。

第十五条の二 (略)

②・③ (略)

④ 第十条第八項から第十項までの規定は、前二項の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十五条の三 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る共同株式移転の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同株式移転をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十六条 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る事業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、「株式会社」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」と読み替えるものとする。

第四十八条の二 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一

項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 当該行為の概要

二 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

第四十八条の三 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた

行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置

第十六条 (略)

② (略)

③ 第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る事業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、「株式会社」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。)に  
関する計画(以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」と  
いう。)を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会  
に提出して、その認定を申請することができる。

② 排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 排除措置の内容
- 二 排除措置の実施期限
- 三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合におい  
て、その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、  
その認定をするものとする。

一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであ  
ること。

二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④ 前項の認定は、文書によつて行い、認定書には、委員長及び第六十五条  
第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。  
ない。

⑤ 第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、  
その効力を生ずる。

⑥ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合におい  
て、その排除措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるとき  
は、決定でこれを却下しなければならない。

⑦ 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。  
この場合において、第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書  
」と読み替えるものとする。

⑧ 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る排除措置計画を変更しよう  
とするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員  
会の認定を受けなければならない。

⑨ 第三項から第七項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

第四十八条の四 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条

第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項、第八条の二第一項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

（新設）

第四十八条の五 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは

一 第四十八条の三第三項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。

二 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

② 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定による第四十八条の三第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第七条第二項ただし書（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七条第二項（第八条の二第二項

（新設）

及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）又は第八条の二第三項の規定による命令は、第七条第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から二年間においても、することができず。

④ 前項の規定は、第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令について準用する。この場合において、前項中「第七条第二項ただし書（第八条の二第二項及び第二十条第二項において）」とあるのは「第七条の二第二十七項（第八条の三及び第二十条の七において読み替えて」と、「第七条第二項ただし書」とあるのは「第七条の二第二十七項」と読み替えるものとする。

第四十八条の六 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する疑いの理由となつた行為が既になくなつている場合においても、公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 次に掲げる者

イ 疑いの理由となつた行為をした者

ロ 疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

ハ 疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

ニ 疑いの理由となつた行為をした者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

（新設）



二 次に掲げる事項

- イ 疑いの理由となつた行為の概要
- ロ 違反する疑いのあつた法令の条項
- ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

第四十八条の七 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の九までにおいて「排除確保措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の九において「排除確保措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

② 排除確保措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 排除確保措置の内容
- 二 排除確保措置の実施期限
- 三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除確保措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なものであること。
- 二 排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④ 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

⑤ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除確保措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

(新設)

⑥ 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

⑦ 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る排除確保措置計画を変更しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会の認定を受けなければならない。

⑧ 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

第四十八条の八 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項、第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第七項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第二項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除確保措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

第四十八条の九 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは

一 第四十八条の七第三項の認定を取り消さなければならない。

二 第四十八条の七第三項の認定を受けた排除確保措置計画に従つて排除確保措置が実施されていないと認めるとき。

三 第四十八条の七第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

② 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」と

(新設)

(新設)

あるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定による第四十八条の七第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第七条第二項ただし書（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七条第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）又は第八条の二第三項の規定による命令は、第七条第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から二年間においても、することができる。

④ 前項の規定は、第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令について準用する。この場合において、前項中「第七条第二項ただし書（第八条の二第二項及び第二十条第二項において）」とあるのは「第七条の二第二十七項（第八条の三及び第二十条の七において読み替えて）」と、「第七条第二項ただし書」とあるのは「第七条の二第二十七項」と読み替えるものとする。

第五十一条 前条第一項の規定による通知を受けた者（以下この節において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

② （略）

第六十五条 排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びにこの節の規定による決定（第七十条第二項に規定する支払決定を除く。以下同じ。）は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

②・③ （略）

第六十八条 公正取引委員会は、第四十八条の三第三項の認定をした後にお

第五十一条 前条第一項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

② （略）

第六十五条 排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定（第七十条第二項に規定する支払決定を除く。以下同じ。）は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

②・③ （略）

第六十八条 （新設）

いても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、第四十八条の五第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

② 公正取引委員会は、第四十八条の七第三項の認定をした後においても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、第四十八条の九第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

③ (略)

第七十条の十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令及び第七十条の二第一項に規定する認可の申請に係る処分並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がする処分及びこの節の規定によつて指定職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分（第四十七条第二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第七十六条 (略)

② 前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）の名宛人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

(新設)

① (略)

第七十条の十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令及び第七十条の二第一項に規定する認可の申請に係る処分並びにこの節の規定による決定その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がする処分及びこの節の規定によつて指定職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定その他の処分（第四十七条第二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第七十六条 (略)

② 前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）の名宛人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。



改 正 案	現 行
<p>（発明の新規性の喪失の例外）</p> <p>第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の通知等）</p> <p>第三十八条の四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定によりその補完をするには、経済産業省令で定めるところにより、明細書又は図面の補完に係る書面（以下この条及び第六十七条第三項第六号において「明細書等補完書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>4 5 10 （略）</p> <p>（審査官の除斥）</p>	<p>（発明の新規性の喪失の例外）</p> <p>第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の通知等）</p> <p>第三十八条の四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定によりその補完をするには、経済産業省令で定めるところにより、明細書又は図面の補完に係る書面（以下この条において「明細書等補完書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>4 5 10 （略）</p> <p>（審査官の除斥）</p>

第四十八条 第三百二十九条（第六号及び第七号を除く。）の規定は、審査官について準用する。

（存続期間）

第六十七条（略）

2 前項に規定する存続期間は、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して五年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から起算して三年を経過した日のいずれか遅い日（以下「基準日」という。）以後にされたときは、延長登録の出願により延長することができる。

3 前項の規定により延長することができる期間は、基準日から特許権の設定の登録の日までの期間に相当する期間から、次の各号に掲げる期間を合算した期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を合算した期間を除いた期間）に相当する期間を控除した期間（以下「延長可能期間」という。）を超えない範囲内の期間とする。

一 その特許出願に係るこの法律（第三十九条第六項及び第五十条を除く。）、実用新案法若しくは工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）又はこれらの法律に基づく命令の規定による通知又は命令（特許庁長官又は審査官が行うものに限る。）があつた場合において当該通知又は命令を受けた場合に執るべき手続が執られたときにおける当該通知又は命令があつた日から当該執るべき手続が執られた日までの期間

二 その特許出願に係るこの法律又はこの法律に基づく命令（次号、第五号及び第十号において「特許法令」という。）の規定による手続を執るべき期間の延長があつた場合における当該手続を執るべき期間が経過した日から当該手続をした日までの期間

三 その特許出願に係る特許法令の規定による手続であつて当該手続を執るべき期間の定めがあるものについて特許法令の規定により出願人が当該手続を執るべき期間の経過後であつても当該手続を執ることができる

第四十八条 第三百二十九条第一号から第五号まで及び第七号の規定は、審査官に準用する。

（存続期間）

第六十七条（略）

（新設）

（新設）

場合において当該手続をしたときにおける当該手続を執るべき期間が経過した日から当該手続をした日までの期間

四 その特許出願に係るこの法律若しくは工業所有権に関する手続等の特例に関する法律又はこれらの法律に基づく命令（第八号及び第九号において「特許法関係法令」という。）の規定による処分又は通知について出願人の申出その他の行為により当該処分又は通知を保留した場合における当該申出その他の行為があつた日から当該処分又は通知を保留する理由がなくなつた日までの期間

五 その特許出願に係る特許法令の規定による特許料又は手数料の納付について当該特許料又は手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予の決定があつた場合における当該軽減若しくは免除又は納付の猶予に係る申請があつた日から当該決定があつた日までの期間

六 その特許出願に係る第三十八条の四第七項の規定による明細書等補完書の取下げがあつた場合における当該明細書等補完書が同条第三項の規定により提出された日から同条第七項の規定により当該明細書等補完書が取り下げられた日までの期間

七 その特許出願に係る拒絶査定不服審判の請求があつた場合における次のイからハまでに掲げる区分に応じて当該イからハまでに定める期間

イ 第一百五十九条第三項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の審決があつた場合 拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日から当該審決の謄本の送達があつた日までの期間

ロ 第一百六十条第一項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による更に審査に付すべき旨の審決があつた場合 拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日から当該審決の謄本の送達があつた日までの期間

ハ 第一百六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定があつた場合 拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達



があつた日から当該特許をすべき旨の査定の際の謄本の送達があつた日までの期間

八 その特許出願に係る特許法関係法令の規定による処分について行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求に対する裁決が確定した場合における当該審査請求の日から当該裁決の謄本の送達があつた日までの期間

九 その特許出願に係る特許法関係法令の規定による処分について行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）の規定による訴えの判決が確定した場合における当該訴えの提起の日から当該訴えの判決が確定した日までの期間

十 その特許出願に係る特許法令の規定による手続が中断し、又は中止した場合における当該手続が中断し、又は中止した期間

4 第一項に規定する存続期間（第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの。第六十七条の五第三項ただし書、第六十八条の二及び第七十条第一項において同じ。）は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

（存続期間の延長登録）

第六十七条の二 前条第二項の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許番号

三 延長を求めめる期間

四 特許出願の番号及び年月日

2 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

（新設）

- 五 出願審査の請求があつた年月日
- 2 前項の願書には、経済産業省令で定めるところにより、同条第三号に掲げる期間の算定の根拠を記載した書面を添付しなければならない。
- 3 前条第二項の延長登録の出願は、特許権の設定の登録の日から三月（出願をする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に出願をすることができないときは、その理由がなくなつた日から十四日）（在外者にあつては、二月）を経過する日までの期間（当該期間が九月を超えるとときは、九月）（以内）にしなければならない。ただし、同条第一項に規定する存続期間の満了後は、することができない。
- 4 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、前条第二項の延長登録の出願をすることができない。
- 5 前条第二項の延長登録の出願があつたときは、同条第一項に規定する存続期間は、延長されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は次条第三項の延長登録があつたときは、この限りでない。
- 6 前条第二項の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。
- 第六十七条の三 審査官は、第六十七条第二項の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。
- 一 その特許権の設定の登録が基準日以後にされていないとき。
- 二 その延長を求める期間がその特許権の存続期間に係る延長可能期間を超えているとき。
- 三 その出願をした者が当該特許権者でないとき。
- 四 その出願が前条第四項に規定する要件を満たしていないとき。
- 2 審査官は、第六十七条第二項の延長登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。

（新設）

- 3 前項の査定があつたときは、延長登録をする。
- 4 前項の延長登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならぬ。
  - 一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 特許番号
  - 三 第六十七条第二項の延長登録の出願の番号及び年月日
  - 四 延長登録の年月日
  - 五 延長の期間
  - 六 特許出願の番号及び年月日
  - 七 出願審査の請求があつた年月日

第六十七条の四 第四十七条第一項、第五十条、第五十二条及び第三百三十九条(第七号を除く。)の規定は、第六十七条第二項の延長登録の出願の審査について準用する。この場合において、第三百三十九条第六号中「不服を申し立てられた」とあるのは、「第六十七条第二項の延長登録の出願があつた特許権に係る特許出願の」と読み替えるものとする。

- 第六十七条の五 第六十七条第四項の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。
  - 一 〓三 (略)
  - 四 第六十七条第四項の政令で定める処分の内容
- 2 (略)
- 3 第六十七条第四項の延長登録の出願は、同項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内になければならぬ。ただし、同条第一項に規定する存続期間の満了後は、することができない。
- 4 第六十七条の二第四項から第六項までの規定は、第六十七条第四項の延長登録の出願について準用する。この場合において、第六十七条の二第五

(新設)

- (存続期間の延長登録)
- 第六十七条の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。
    - 一 〓三 (略)
    - 四 前条第二項の政令で定める処分の内容
  - 2 (略)
  - 3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第二項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内になければならぬ。ただし、同条第一項に規定する特許権の存続期間の満了後は、することができない。
  - 4 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

項ただし書中「次条第三項」とあるのは「第六十七条の七第三項」と、同条第六項中「第一項各号」とあるのは「第六十七条の五第一項各号」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

第六十七条の六 第六十七条第四項の延長登録の出願をしようとする者は、同条第一項に規定する存続期間の満了前六月の前日までに同条第四項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第六十七条第四項の政令で定める処分

2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する存続期間の満了前六月以後に同条第四項の延長登録の出願をすることができない。

3・4 (略)

第六十七条の七 審査官は、第六十七条第四項の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許発明の実施に第六十七条第四項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。

5 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、存続期間は、延長されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、この限りでない。

6 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項並びにその出願の番号及び年月日を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条の二の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月の前日までに同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第六十七条第二項の政令で定める処分

2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後に特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

3・4 (略)

第六十七条の三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許発明の実施に第六十七条第二項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていないとき。

三・四 (略)

五 その出願が第六十七条の五第四項において準用する第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2 審査官は、第六十七条第四項の延長登録の出願について拒絶の理由を発生しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。

3 前項の査定があつたときは、延長登録をする。

4 前項の延長登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならぬ。

一・二 (略)

三 第六十七条第四項の延長登録の出願の番号及び年月日

四・五 (略)

六 第六十七条第四項の政令で定める処分の内容

(削る)

第六十七条の八 第六十七条の四前段の規定は、第六十七条第四項の延長登録の出願の審査について準用する。この場合において、第六十七条の四前段中「第七号」とあるのは、「第六号及び第七号」と読み替えるものとする。

力 (第六十七条第四項の規定により存続期間が延長された場合の特許権の効

第六十八條の二 第六十七条第四項の規定により同条第一項に規定する存続

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていないとき。

三・四 (略)

五 その出願が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶の理由を発生しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。

3 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならぬ。

一・二 (略)

三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日

四・五 (略)

六 第六十七条第二項の政令で定める処分の内容

(新設)

第六十七条の四 第四十七条第一項、第四十八条、第五十条及び第五十二条の規定は、特許権の存続期間の延長登録の出願の審査について準用する。

(存続期間が延長された場合の特許権の効力)

第六十八條の二 特許権の存続期間が延長された場合(第六十七条の二第五

期間が延長された場合（第六十七条の五第四項において準用する第六十七条の二第五項本文の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。）の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七条第四項の政令で定める処分の対象となつた物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物）についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。

第七十一条（略）

2（略）

3 第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文、第三百三十二条第一項及び第二項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条、第三百三十六条第一項及び第二項、第三百三十七条第二項、第三百三十八条、第三百三十九条（第六号及び第七号を除く。）、第三百四十条から第三百四十四条まで、第三百四十四条の二第一項及び第三項から第五項まで、第三百四十五条第二項から第五項まで、第三百四十六条、第三百四十七条第一項及び第二項、第三百五十条第一項から第五項まで、第三百五十一条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十七条並びに第三百六十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定について準用する。この場合において、第三百三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第三百四十五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第三百五十一条中「第三百四十七条」とあるのは「第三百四十七条第一項及び第二項」と、第三百五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4（略）

（裁定についての不服の理由の制限）

項の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。）の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七条第二項の政令で定める処分の対象となつた物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物）についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。

第七十一条（略）

2（略）

3 第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文、第三百三十二条第一項及び第二項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条、第三百三十六条第一項及び第二項、第三百三十七条第二項、第三百三十八条、第三百三十九条（第六号を除く。）、第三百四十条から第三百四十四条まで、第三百四十四条の二第一項及び第三項から第五項まで、第三百四十五条第二項から第五項まで、第三百四十六条、第三百四十七条第一項及び第二項、第三百五十条第一項から第五項まで、第三百五十一条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十七条並びに第三百六十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定に準用する。この場合において、第三百三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第三百四十五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第三百五十一条中「第三百四十七条」とあるのは「第三百四十七条第一項及び第二項」と、第三百五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4（略）

（裁定についての不服の理由の制限）

第九十一条の二 第八十三条第二項の規定による裁定についての行政不服審査法の規定による審査請求においては、その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第四項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

表 (略)  
2 5 (略)

(延長登録無効審判)

第二百二十五条の二 第六十七条の三第三項の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

- 一 その延長登録が基準日以後にされていない場合の出願に対してされたとき。
  - 二 その延長登録により延長された期間がその特許権の存続期間に係る延長可能期間を超えているとき。
  - 三 その延長登録が当該特許権者でない者の出願に対してされたとき。
  - 四 その延長登録が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に対してされたとき。
- 2 前項の延長登録無効審判は、利害関係人に限り請求することができる。
- 3 第二百二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による延長登録無効審判の請求について準用する。

第九十一条の二 第八十三条第二項の規定による裁定についての行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定による審査請求においては、その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

表 (略)  
2 5 (略)

(新設)

4 第六十七条の三第三項の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その延長登録による特許権の存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、延長登録が第一項第二号に該当する場合において、その特許権の存続期間に係る延長可能期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その延長がされなかつたものとみなす。

5 前項本文の規定により初めからされなかつたものとみなされた延長登録による特許権の存続期間の延長に係る当該延長の期間又は同項ただし書の規定により延長がされなかつたものとみなされた期間内にされた第六十七条第四項の延長登録の出願が特許庁に係属しているときは、当該出願は、取り下げられたものとみなす。

6 第四項本文の規定により初めからされなかつたものとみなされた延長登録による特許権の存続期間の延長に係る当該延長の期間又は同項ただし書の規定により延長がされなかつたものとみなされた期間内にされた第六十七条第四項の延長登録の出願に係る第六十七条の七第三項の延長登録がされているときは、当該延長登録による特許権の存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。

第二百二十五条の三 第六十七条の七第三項の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

一 その延長登録がその特許発明の実施に第六十七条第四項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対してされたとき。

二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたとき。

(延長登録無効審判)

第二百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

一 その延長登録がその特許発明の実施に第六十七条第二項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対してされたとき。

二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたとき。



三・四 (略)

五 その延長登録が第六十七条の五第四項において準用する第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に対してされたとき。  
(削る)

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による延長登録無効審判の請求について準用する。

3 第六十七条の七第三項の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その延長登録による特許権の存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、延長登録が第一項第三号に該当する場合において、その特許発明の実施をすることができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その延長がされなかつたものとみなす。

(審判官の除斥)

第三百三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 一六 (略)

七 審判官が第六十七条第二項の延長登録の出願に係る事件についての特許権に係る特許出願の審査においてその査定に審査官として関与したとき。

八 (略)

(審判書記官)

第四百四十四条の二 (略)

2 一四 (略)

5 第三百三十九条(第六号及び第七号を除く。)及び第四百四十条から前条までの規定は、審判書記官について準用する。この場合において、除斥又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除斥又は忌避についての審判に関与す

三・四 (略)

五 その延長登録が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に対してされたとき。

2 延長登録無効審判は、利害関係人に限り請求することができる。

3 第二百三十三条第三項及び第四項の規定は、延長登録無効審判の請求について準用する。

4 延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、延長登録が第一項第三号に該当する場合において、その特許発明の実施をすることができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その延長がされなかつたものとみなす。

(審判官の除斥)

第三百三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 一六 (略)

(新設)

七 (略)

(審判書記官)

第四百四十四条の二 (略)

2 一四 (略)

5 第三百三十九条(第六号を除く。)及び第四百四十条から前条までの規定は、審判書記官に準用する。この場合において、除斥又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除斥又は忌避についての審判に関与することができない

ることができない。

第二百五十九条 (略)

2 (略)

3 第五十一条、第六十七条の三第二項から第四項まで及び第六十七条の七第二項から第四項までの規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合における当該審判について準用する。

(国内公表等)

第八十四条の九 (略)

2～5 (略)

6 外国語特許出願に係る証明等の請求については、第八十六条第一項第一号中「又は第六十七条の五第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約(特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。 )」とする。

7 (略)

(証明等の請求)

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に係る書類(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。)又

第二百五十九条 (略)

2 (略)

3 第五十一条及び第六十七条の三第二項の規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

(国内公表等)

第八十四条の九 (略)

2～5 (略)

6 外国語特許出願に係る証明等の請求については、第八十六条第一項第一号中「又は第六十七条の二第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約(特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。 )」とする。

7 (略)

(証明等の請求)

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に係る書類(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。)又

は第六十七条の五第二項の資料

二〇五 (略)

二〇四 (略)

別表 (第九十五条関係)

七〇九 (略)	六 特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	納付しなければならない者	金
		額	
七〇九 (略)	イ 第六十七条第二項の延長登録の出願をする場合	ロ 第六十七条第四項の延長登録の出願をする場合	一件につき四万三千六百円
			一件につき七万四千円

は第六十七条の二第二項の資料

二〇五 (略)

二〇四 (略)

別表 (第九十五条関係)

七〇九 (略)	六 特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	納付しなければならない者	金
		額	
七〇九 (略)	一件につき七万四千円		

改 正 案	現 行
<p>（商標権の効力が及ばない範囲）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。ただし、その行為が不正競争の目的でされない場合に限る。</p> <p>一 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号。以下この項において「特定農林水産物等名称保護法」という。）</p> <p>（第三条第一項（特定農林水産物等名称保護法第三十条において読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）の規定により商品又は商品の包装に特定農林水産物等名称保護法第二条第三項に規定する地理的表示（次号及び第三号において「地理的表示」という。）を付する行為</p> <p>二・三（略）</p> <p>（損害の額の推定等）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害が指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び觀念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。第五十条において同じ</p>	<p>（商標権の効力が及ばない範囲）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。ただし、その行為が不正競争の目的でされない場合に限る。</p> <p>一 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号。以下この項において「特定農林水産物等名称保護法」という。）</p> <p>（第三条第一項の規定により商品又は商品の包装に特定農林水産物等名称保護法第二条第三項に規定する地理的表示（以下この項において「地理的表示」という。）を付する行為</p> <p>二・三（略）</p> <p>（損害の額の推定等）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

。の)の使用によるものであるときは、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる。

5) 前二項の規定は、これらの規定に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(商標登録の取消しの審判)

第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2・3 (略)

(登録商標に類似する商標等についての特則)

第七十条 第二十五条、第二十九条、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十一条の二第一項、第三十四条第一項、第三十八条第三項若しくは第四項、第五十条、第五十二条の二第一項、第五十九条第一号、第六十四条、第七十三条又は第七十四条における「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとするれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。

2・4 (略)

4) 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(商標登録の取消しの審判)

第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標(書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び觀念を生ずる商標、外觀において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。)の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2・3 (略)

(登録商標に類似する商標等についての特則)

第七十条 第二十五条、第二十九条、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十一条の二第一項、第三十四条第一項、第三十八条第三項、第五十条、第五十二条の二第一項、第五十九条第一号、第六十四条、第七十三条又は第七十四条における「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとするれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。

2・4 (略)

改 正 案	現 行
<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関稅定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十八年度において、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同</p>	<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関稅定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十八年度において、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合</p>

じ。を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表第一三項及び第一四項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六第一三項及び第一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2  
5 (略)

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「物品の輸入数量」とあるのは「物品の輸入数量（環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と、「別表第一の六第一五項」とあるのは「同表第一五項」と読み替えるものとする。

7  
(略)

計した輸入数量から当該年度中の当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2  
5 (略)

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「物品の輸入数量」とあるのは「物品の輸入数量（飼料用表であつてオーストラリアを原産地とするもの（第一号において「オーストラリア産飼料用表」という。）に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（オーストラリア産飼料用表の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

7  
(略)

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十八年年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量（同表第一三項及び第一四項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を同表第一三項及び第一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

第七条の五 削除

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十八年年度においては、飼料用麦を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年年度においては、飼料用麦を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、関税率別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半



期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十八年年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十八年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。）に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において「協定対象外輸入数量」という。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十八年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年年度における各年度の生鮮

等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十八年年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで

2 | 第七条の三第七項の規定は、前項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出する場合について準用する。

3 | 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（平成二十八年年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年年度においては、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、関税定率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、関税定率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」

という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてみれば財務大臣が告示する数量(第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。))を超えた場合(平成二十八年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる

という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてみれば財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。

日前の期間に係るものに限る。)と環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(次項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。)を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。)その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。)]を超えた場合(平成二十八年年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)]を超えた場合に限る。) 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半

)から当該年度の末日まで

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで

期の末日まで

2 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第五項及び第七項において「第二項に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、平成二十八年度においては、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする生きている豚及び豚肉等の輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）と譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量との合計数量並びに環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を控除した輸入数量（第七項において「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示する数量（第五項において「第二項に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

3・4 (略)

5 第七条の三第四項の規定は、第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量（環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年

2 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3・4 (略)

5 第七条の三第四項の規定は、第二項に規定する輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「輸入数量」とあるのは「輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるもの）に係る輸入数量を除く。」を」と、同項各号中「国内消費量」とあるのは「国内消費量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるもの）に係る輸入数量に相当する数量を除く。」と読み替えるものとする。

の国内消費量（締約国産物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）と読み替えるものとする。

6 (略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（平成二十八年度においては、当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量）並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量（平成二十八年度においては、当該輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日（をその超えることとなった月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の第二項に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十八年度においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（経済連携協定に基づく関税の緊急措置）

第七条の七 経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条 8 (b) に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国

6 (略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（経済連携協定に基づく関税の緊急措置）

第七条の七 経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条 8 (b) に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国

との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第二号、第七条の十及び第八条の二第一項において同じ。)、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 経済連携協定の我が国以外の締約国(第十二条の四において「協定締約国」という。)において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置(次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。)がとられた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

5・6 (略)

7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上

(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。)との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 経済連携協定の我が国以外の締約国(第十二条の二において「協定締約国」という。)において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置(次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。)がとられた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

5・6 (略)

7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上

特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一・二 (略)

8 (略)

9 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

11 (略)

(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)

第七条の八 修正対象物品(経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる)と定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。) について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。)が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「輸入基準数量」とい

特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一・二 (略)

8 (略)

(新設)

(新設)

9 (略)

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止)

第七条の八 第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉(オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。)又は同項に規定する冷凍牛肉(オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。) について、その年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量がオーストラリア協定に定められた一定の数量(第四項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうちその超えることとなつた月の翌月の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、発動日における実行税率、オーストラリア協定の効力発生の日の前日における実行税率及びオーストラリア協定に定められた基準税率のうち最も低いものとする。



う。)を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。)内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一 発動期間の開始の日における実行税率

二 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日)の前日における実行税率

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

2 前項の規定は、経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品については、適用しない。

3 第七条の三第七項の規定は、修正対象物品の輸入数量を算出する場合について準用する。

4 財務大臣は、その年度の初日(政令で定める修正対象物品にあつては、政令で定める日)から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を翌月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間を当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用については、同項中「告示する」とあるのは、「告示し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表する」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(環太平洋協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回

2 前項の規定は、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉が発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認められたものについては、適用しない。

3 第七条の三第七項の規定は、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出する場合について準用する。

4 財務大臣は、その年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を翌月末日までに、当該年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(新設)

つた場合の関税の譲許の修正)

第七条の九 譲許適用物品である関税定率法別表第〇一〇一・二九号の二の(二)に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格(環太平洋協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を乗じて得た価格をいう。)を下回るもの(第二号において「譲許修正物品」という。)に課する関税の率は、次に掲げる税率のうち最も低いものとする。

- 一 この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税率
- 二 環太平洋協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる日の前日における実行税率
- 三 環太平洋協定の付録に定められた税率

(経済連携協定に基づく報復関税)

第七条の十 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

2 財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、関税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

3 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(新設)

(特恵関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの(以下「特恵受益国等」という。)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

2 4 (略)

(経済連携協定に基づく関税割当制度)

第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもの(次項に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもののうち輸出国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 (略)

(特恵関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの(以下「特恵受益国等」という。)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

2 4 (略)

(経済連携協定に基づく関税割当制度)

第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品(次項に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 (略)

(環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)

第八条の七 加工又は修繕(政令で定めるものを除く。)のため本邦から環太平洋協定の我が国以外の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超えて、税関長が指定する期間)以内に輸入される貨物については、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

(経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)

第九条の二 経済連携協定の規定に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)が税関の監督の下で飼料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用する。

一・二 (略)

2 税関長は、前項の経済連携協定又はこの法律若しくは関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、同項の承認をしなければならない。

3 8 (略)

(更正の請求の特例)

第十二条の二 納税申告(関税法第七条第一項(申告)の規定による申告又は同法第七条の十四第一項(修正申告)の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。)をした者は、当該納税申告に係る貨物(環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。)について環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより

(新設)

(オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)

第九条の二 オーストラリア協定の規定に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)が税関の監督の下で飼料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用する。

一・二 (略)

2 税関長は、オーストラリア協定又はこの法律若しくは関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。

3 8 (略)

(新設)

、当該納税申告に係る納付すべき税額（当該税額に関し同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）について同法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

（賦課決定の請求）

第十二条の三 関税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項（賦課決定）の規定により、税関長が環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額（同条第三項の規定による決定があつた場合には、当該決定後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（同号ロに規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日）から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付

（新設）

すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金について同法第十三条第二項（還付及び充当）に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく賦課決定」と、「その更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

（経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認）

第十二条の四（略）

2（略）

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、経済連携協定の規定に基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 税関長は、その職員に環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書

四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物について第一項第三号の調査をさせようとする場合において、当該調査の対象となる貨物に係る申告の内容その他税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。

5（略）

6 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該経済連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。

一〇三三（略）

（経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認）

第十二条の二（略）

2（略）

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

（新設）

4（略）

5 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該経済連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。

一〇三三（略）

四 協定締約国又は第一項第三号の輸出者若しくは生産者が同号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五・六 (略)

7 | (略)

(環太平洋協定に基づく調査)

第十二条の五 税関長は、環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書

四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物の輸入に関し、関税法、関税率法その他の関税に関する法律に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その事実の確認をするために必要があるときは、環太平洋協定の規定に基づき、その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させることができる。

2 | 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせようとする場合について、同条第七項の規定は前項の確認をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国」とあるのは「同項の輸出者又は生産者」と、同条第四項中「当該貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるもの」とあるのは「関税法、関税率法その他の関税に関する法律に違反する行為」と読み替えるものとする。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法

四 第三項の通知をした場合において、協定締約国又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五・六 (略)

6 | (略)

(新設)

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法

別表の番号	<p>(略)</p> <p>一八・〇六</p> <p>一八〇六・一〇</p> <p>一八〇六・二〇</p>
品名	<p>(略)</p> <p>チョコレートその他のココアを含有する調製食料品</p> <p>ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)</p> <p>一 砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p> <p>その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>A チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品のうち チューインガムその</p>
税率	<p>(略)</p> <p>二八・五%</p> <p>(略)</p>
別表の番号	<p>(略)</p> <p>一八・〇六</p> <p>一八〇六・二〇</p>
品名	<p>(略)</p> <p>チョコレートその他のココアを含有する調製食料品</p> <p>その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その他のもの</p>
税率	<p>(略)</p> <p>(略)</p>



一八〇六・九〇	一八〇六・三二
<p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)</p> <p>詰物をしてないもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたものうち</p> <p>チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p> <p>B</p> <p>その他のものうち</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>(略)</p> <p>その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)</p>
二二%	二七% (略)

一八〇六・九〇	
<p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>(二) その他のものうち</p> <p>(略)</p>
二二%	(略)

<p>一九〇一・二〇〇 一九〇一・二〇〇 一九〇一・九〇〇</p>	
<p>(一)・(二) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>その他のもの (略)</p>	<p>一九〇一・二〇〇 一九〇一・二〇〇 一九〇一・九〇〇</p> <p>(二) その他のもの A  砂糖を加えたもの ち  チューインガムその他 の  砂糖菓子及びし の  糖の含有量が全重 量  量の五〇%以上のもの</p> <p>一九〇一 一九〇一・二〇〇 一九〇一・九〇〇</p> <p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>
<p>(略) (略) (略)</p>	<p>一 %</p>
<p>一九〇一・二〇〇 一九〇一・二〇〇 一九〇一・九〇〇</p>	
<p>(一)・(二) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>その他のもの (略)</p>	<p>一九〇一 一九〇一・二〇〇 一九〇一・九〇〇</p> <p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>
<p>(略) (略) (略)</p>	

(三) (略)

(2) (1) その他のもののうち  
政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第三〇条  
の規定により輸入す  
るもの、同法第三一  
条の規定による連名  
による申込みに応じ  
て行う政府の買入れ  
及び売渡しに係る米  
穀等として輸入され  
るもの並びに同法第  
三〇条第一項第三号  
に規定する政令で定  
める米穀等のうち政  
令で定めるところに  
より農林水産大臣の  
証明を受けて輸入さ  
れるもの

(略)

二|  
|その他のもの

(一)| 第〇四・〇一項から第〇

四・〇四項までの物品の

調製食品

A| 砂糖を加えたもの

(b)| その他のもの

二五|  
|%

二八・八|  
|%

(三) (略)

(2) (1) その他のもののうち  
政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第三〇条  
の規定により輸入す  
るもの、同法第三一  
条の規定による連名  
による申込みに応じ  
て行う政府の買入れ  
及び売渡しに係る米  
穀等として輸入され  
るもの並びに同法第  
三〇条第一項第三号  
に規定する政令で定  
める米穀等のうち政  
令で定めるところに  
より農林水産大臣の  
証明を受けて輸入さ  
れるもの

(略)

二五|  
|%

(略)	二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をした トマト(食酢又は酢酸により調製し 又は保存に適する処理をしたものを 除く。)	(略)
二〇〇二・九〇	(略)	調製し又は保存に適する処理をした	(略)
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をした その他の野菜(冷凍してないものに 限るものとし、食酢又は酢酸により 調製し又は保存に適する処理をした もの及び第二〇・〇六項の物品を除 く。)	えんどう(ピスム・サティヴム)	(新設)
二〇〇五・四〇	一 砂糖を加えたもの 二 其他のものうち	しよ糖の含有量が全重 量の五〇%以上のもの	(新設)
二〇〇五・五一	一 砂糖を加えたもの 二 其他のものうち	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 さを除いた豆	一 %
(略)	しよ糖の含有量が全 重量の五〇%以上の もの	一 %	(略)
(略)	二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をした トマト(食酢又は酢酸により調製し 又は保存に適する処理をしたものを 除く。)	(略)
二〇〇二・九〇	(略)		(略)
(新設)			(新設)
(略)			(略)

二二・〇一

コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品

二二〇一・一一

エキス、エッセンス及び濃縮物

一 砂糖を加えたものうち

しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの

エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品

一 エクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品

品

(一) 砂糖を加えたものうち

しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの

二 コーヒーをもととした調

二二・七%

一%

二二・〇一

(新設)

コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品

(新設)

二二〇一・一一

エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品

二 コーヒーをもととした調

(新設)

二一・〇六	調製食品品（他の項に該当するものを除く。）		<p>二一〇一・二〇</p> <p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>二 茶又はマテをもととした調製品</p> <p>製品</p> <p>(一) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 砂糖を加えたもの</p> <p>(b) その他のもの</p>	製品	<p>(一) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 砂糖を加えたもの</p> <p>(b) その他のもの</p>	<p>(略)</p> <p>一%</p> <p>二五%</p> <p>(略)</p> <p>一%</p> <p>二五%</p>
-------	-----------------------	--	---	----	--	---

二一・〇六	調製食品品（他の項に該当するものを除く。）		<p>二一〇一・二〇</p> <p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>二 茶又はマテをもととした調製品</p> <p>製品</p> <p>(一) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>	製品	<p>(一) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>(略)</p> <p>二五%</p> <p>(略)</p> <p>二五%</p>
-------	-----------------------	--	---	----	--	---



り輸入するもの、	同法第四三条の規	定による連名によ	る申込みに応じて	行う政府の買入れ	及び売渡しに係る	麦等として輸入さ	れるもの並びに同	法第四五條第一項	第三号に規定する	政令で定める麦等	のうち政令で定め	るところにより農	林水産大臣の証明	を受けて輸入され	るもの	(二)   その他のもの	E   その他のもの	(a)   砂糖を加えたもの	イ   おたねにんじん又	はそのエキスを含	有する飲料のもと	のうち	しよ糖の含有量	が全重量の五〇	%以上のもの	ハ   その他のもの	(ロ)   その他のもの	二五%	一%
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----	--------------	------------	----------------	--------------	----------	----------	-----	---------	---------	--------	------------	--------------	-----	----

り輸入するもの、	同法第四三条の規	定による連名によ	る申込みに応じて	行う政府の買入れ	及び売渡しに係る	麦等として輸入さ	れるもの並びに同	法第四五條第一項	第三号に規定する	政令で定める麦等	のうち政令で定め	るところにより農	林水産大臣の証明	を受けて輸入され	るもの	二五%
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----	-----



---

---

II| I|  
小売用の容器  
入りにしたも  
ので、容器と  
も一個の重  
量が五〇〇グ  
ラム以下のも  
の  
しよ糖の含有  
量が全重量の  
八五%以上の  
もの（小売用  
の容器入りに  
したもの（容  
器とも一個  
の重量が五〇  
〇グラム以下  
のものに限る  
。）、成分に  
変更を加える  
ことなく小売  
用の容器入り  
のもの（容器  
とも一個の  
重量が五〇〇  
グラム以下の  
ものに限る。  
）にする旨が  
政令で定める

---

---

一|  
%

---

---

もの	その他の	に 限る。	下のもの	グラム以 下	が五〇〇 グラム	個の重量	ともの一	の(容器	にしたも	容器入り	小売用の	有するもの	乳脂肪を 含むもの	んぱく又は	乳糖、乳 たんぱく	その他のもの	〇 銭	一 キログラム	七 円を超 える	ムにつ き二五	が一キ ログラ	及び課 税価格	明され たもの	手続に より証
二 八・ 八 %	二 七・ 一 %																							

(略)

(略)

(II) その他のもの

(略) 1%

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率 表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

関税率法 別表の番号	品名	(略)				
		平成七年 四月一日	平成八年 四月一日	平成九年 四月一日	平成一〇 年四月一	平成一一 年四月一
		から平成 八年三月 三十一日ま	から平成 九年三月 三十一日ま	から平成 一〇年三 月三十一日	日から平 成一一年 三月三十一日	日から平 成一二年 三月三十一日
		でに輸入 されるもの	でに輸入 されるもの	までに輸 入されるもの	日までに 輸入されるもの	日までに 輸入されるもの
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○四・〇二  
○四〇二・一〇

(略) ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。)  
一 砂糖を加えたものうち  
別表第一第一〇四〇二・一〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(略) 二九・八

(略)

(略)

(略)

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率 表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

関税率法 別表の番号	品名	(略)				
		平成七年 四月一日	平成八年 四月一日	平成九年 四月一日	平成一〇 年四月一	平成一一 年四月一
		から平成 八年三月 三十一日ま	から平成 九年三月 三十一日ま	から平成 一〇年三 月三十一日	日から平 成一一年 三月三十一日	日から平 成一二年 三月三十一日
		でに輸入 されるもの	でに輸入 されるもの	までに輸 入されるもの	日までに 輸入されるもの	日までに 輸入されるもの
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○四・〇二  
○四〇二・一〇

(略) ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。)  
一 砂糖を加えたものうち  
別表第一第一〇四〇二・一〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(略) 二九・八

二 その他のもの  
 (一) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼

％及び一  
 キログラムにつき  
 九二円（環太平洋協定が日  
 本国につ  
 いて効力  
 を生ずる  
 日（以下  
 この表に  
 おいて「  
 発効日」  
 という。  
 ）以後に  
 輸入され  
 るものに  
 あつては  
 三六％  
 及び一キ  
 ログラム  
 につき一  
 三〇円）

二 その他のもの  
 (一) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼

％及び一  
 キログラムにつき  
 九二円

<p>〔二〕          その他のものうち          別表第一第〇四〇</p>	<p>児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）のうち          別表第一第〇四〇二・一〇号の二の（一）に掲げる税率の適用を受けるもの          以外のもの</p>		
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	<table border="1"> <tr> <td>一キログラムにつき九二円</td> <td>（発効日以後に輸入されるものは、つては、二六%及び一キログラムにつき一三〇円）</td> </tr> </table>	一キログラムにつき九二円	（発効日以後に輸入されるものは、つては、二六%及び一キログラムにつき一三〇円）
一キログラムにつき九二円	（発効日以後に輸入されるものは、つては、二六%及び一キログラムにつき一三〇円）		

<p>〔二〕          その他のものうち          別表第一第〇四〇</p>	<p>児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）のうち          別表第一第〇四〇二・一〇号の二の（一）に掲げる税率の適用を受けるもの          以外のもの</p>	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	<table border="1"> <tr> <td>一キログラムにつき九二円</td> </tr> </table>	一キログラムにつき九二円
一キログラムにつき九二円		

○四〇二・二二	
<p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。） 砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のもの のうち</p> <p>別表第一第〇四〇二・二二号の 一の(一)に掲げる 税率の適用を受 けるもの以外の もの</p>	<p>二・一〇号の二の (二)に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
<p>二五・五 %及び一 キログラ ムにつき</p>	<p>二一・三 %及び一 キログラ ムにつき 九二円（ 発効日以 後に輸入 されるも のにあつ ては、二 六%及び 一キログ ラムにつ き二三〇 円）</p>

○四〇二・二二	
<p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。） 砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のもの のうち</p> <p>別表第一第〇四〇二・二二号の 一の(一)に掲げる 税率の適用を受 けるもの以外の もの</p>	<p>二・一〇号の二の (二)に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
<p>二五・五 %及び一 キログラ ムにつき</p>	<p>二一・三 %及び一 キログラ ムにつき 九二円</p>

二 その他のもの (一) 学校等給食用の の及び飼料用の ののうち	(二) その他のもの ち 別表第一第〇四 〇二・二二号の 一の(三)に掲げる 税率の適用を受 けるもの以外の もの
(略)	一一三円 (発効日 以後に輸 入される ものに つては、 三二%及 び一キロ グラムに つき二二 〇円)
(略)	二五・五 %及び一 キログラ ムにつき 一八九円 (発効日 以後に輸 入される ものに つては、 三二%及 び一キロ グラムに つき二二 〇円)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第一第〇四 〇二・二一 号の 二の(一)に掲げる 税率の適用を受 けるもの以外の もの	(略)	別表第一第〇四 〇二・二一 号の 二の(二)に掲げる 税率の適用を受 けるもの以外の もの	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
一キログ ラムにつ き九九円 (発効日 以後に輸 入される ものにあ つては、 二六%及 び一キロ グラムに つき一三 〇円)	二一・三 %及び一 キログラ ムにつき 九九円(	二一・三 %及び一 キログラ ムにつき 九九円(	二一・三 %及び一 キログラ ムにつ き九九円
一キログ 六%及び ては、二 のにあつ されるも 後に輸入 発効日以 九九九円	二一・三 %及び一 キログラ ムにつ き九九円	二一・三 %及び一 キログラ ムにつ き九九円	二一・三 %及び一 キログラ ムにつ き九九円
別表第一第〇四 〇二・二一 号の 二の(一)に掲げる 税率の適用を受 けるもの以外の もの	(略)	別表第一第〇四 〇二・二一 号の 二の(二)に掲げる 税率の適用を受 けるもの以外の もの	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
一キログ ラムにつ き九九円	二一・三 %及び一 キログラ ムにつ き九九円	二一・三 %及び一 キログラ ムにつ き九九円	二一・三 %及び一 キログラ ムにつ き九九円



○四〇二・二九	<p>その他のもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のもの のうち</p> <p>別表第一第〇四〇二・二九号の一の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p> <p>(二) その他のもの ち</p> <p>別表第一第〇四〇二・二九号の一の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二五・五	二五・五	ラムにつき き三三〇 円
---------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	--------------------

○四〇二・二九	<p>その他のもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のもの のうち</p> <p>別表第一第〇四〇二・二九号の一の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p> <p>(二) その他のもの ち</p> <p>別表第一第〇四〇二・二九号の一の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二五・五	二五・五	ラムにつき き三三〇 円
---------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	--------------------



○四・〇三

バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）

○四〇三・九〇

その他のもの  
一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの  
（一）脂肪分が全重量の  
・五%以下のもの  
うち  
バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち  
別表第一第〇四〇三・九〇号の  
一の（一）に掲げる税率の適用を受けるもの以外  
のものの

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

二九・八  
%及び一  
キログラムにつき  
九二円（  
発効日以  
後に輸入  
されるも  
のにあつ  
ては、三

○四・〇三

バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）

○四〇三・九〇

その他のもの  
一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの  
（一）脂肪分が全重量の  
・五%以下のもの  
うち  
バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち  
別表第一第〇四〇三・九〇号の  
一の（一）に掲げる税率の適用を受けるもの以外  
のものの

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

二九・八  
%及び一  
キログラムにつき  
九二円

(二) 脂肪分が全重量の一・五%を超え二六%以下のものうち  
 バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち  
 別表第一第〇四〇三・九〇号の一の(二)の(1)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(三) 脂肪分が全重量の二六%を超えるものうち  
 バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

六%及び	一キロク	ラムにつ	き二〇〇	〇円	二九・八	%及び一	キログラ	ムにつき	一二三円	(発効日	以後に輸	入される	ものにあ	つては、	三六%及	び一キロ	グラムに	つき二〇	〇円)
------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

(二) 脂肪分が全重量の一・五%を超え二六%以下のものうち  
 バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち  
 別表第一第〇四〇三・九〇号の一の(二)の(1)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(三) 脂肪分が全重量の二六%を超えるものうち  
 バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

二九・八	%及び一	キログラ	ムにつき	一二三円
------	------	------	------	------

<p>別表第一第〇四 〇三・九〇号の 一の(三)の(1)に掲 げる税率の適用 を受けるもの以 外のもの</p>	<p>〇四・〇四</p>	<p>ホエイ(濃縮若しくは乾燥をし てあるかないか又は砂糖その他 の甘味料を加えてあるかないか を問わない。)及びミルクの天 然の組成分から成る物品(砂糖 その他の甘味料を加えてあるか ないかを問わないものとし、他 の項に該当するものを除く。)</p> <p>ホエイ及び調製ホエイ(濃縮 若しくは乾燥してあるかない か又は砂糖その他の甘味料を 加えてあるかないかを問わな い。)</p> <p>一 滅菌し、冷凍し、保存 に適する処理をし、濃 縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>二九・八 %及び一 キログラ ムにつき 一八九円 (発効日 以後に輸 入される ものにあ つては、 三六%及 び一キロ グラムに つき二〇 〇円)</p>
<p>別表第一第〇四 〇三・九〇号の 一の(三)の(1)に掲 げる税率の適用 を受けるもの以 外のもの</p>	<p>〇四・〇四</p>	<p>ホエイ(濃縮若しくは乾燥をし てあるかないか又は砂糖その他 の甘味料を加えてあるかないか を問わない。)及びミルクの天 然の組成分から成る物品(砂糖 その他の甘味料を加えてあるか ないかを問わないものとし、他 の項に該当するものを除く。)</p> <p>ホエイ及び調製ホエイ(濃縮 若しくは乾燥してあるかない か又は砂糖その他の甘味料を 加えてあるかないかを問わな い。)</p> <p>一 滅菌し、冷凍し、保存 に適する処理をし、濃 縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>二九・八 %及び一 キログラ ムにつき 一八九円</p>

(一) を加えたもの 脂肪分が全重量の五 %以下のものうち 別表第一第〇四〇 四・一〇号の一の (一)に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの	(二) その他のものうち 別表第一第〇四〇 四・一〇号の一の (二)に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
二九・八 %及び一 キログラ ムにつき 九九円、 発効日の 前日以後 に輸入さ れるもの にあつて は、三五 %及び一 キログラ ムにつき 一二〇円	二九・八 %及び一 キログラ ムにつき 一三五円 (発効日 以後に輸 入される ものにあ
(一) を加えたもの 脂肪分が全重量の五 %以下のものうち 別表第一第〇四〇 四・一〇号の一の (一)に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの	(二) その他のものうち 別表第一第〇四〇 四・一〇号の一の (二)に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
二九・八 %及び一 キログラ ムにつき 九九円	二九・八 %及び一 キログラ ムにつき 一三五円

<p>○四・〇五 ○四〇五・一〇</p> <p>ミルクから得たバターその他の 油脂及びデリースプレッド バター</p> <p>一 脂肪分が全重量の八五 %以下のものうち 別表第一第〇四〇五 ・一〇号の一に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの</p> <p>二 その他のものうち 別表第一第〇四〇五 ・一〇号の二に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>つては、 三五%及 び一キロ グラムに つき二二 〇円</p> <p>二九・八 %及び一 キログラ ムにつき</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>つては、 三五%及 び一キロ グラムに つき二二 〇円</p> <p>二九・八 %及び一 キログラ ムにつき</p> <p>一七九円 (発効日 以後に輸 入される ものにあ つては、 三六%及 び一キロ グラムに つき二九 〇円)</p>
<p>○四・〇五 ○四〇五・一〇</p> <p>ミルクから得たバターその他の 油脂及びデリースプレッド バター</p> <p>一 脂肪分が全重量の八五 %以下のものうち 別表第一第〇四〇五 ・一〇号の一に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの</p> <p>二 その他のものうち 別表第一第〇四〇五 ・一〇号の二に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>二九・八 %及び一 キログラ ムにつき</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>二九・八 %及び一 キログラ ムにつき</p> <p>一七九円</p>

○四〇五・二〇	<p>デイリースプレッドのうち 別表第一第〇四〇五・二〇 号に掲げる税率の適用を受け けるもの以外のもの</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>二一〇円 (発効日 以後に輸 入される ものにあ つては、 三六%及 び一キロ グラムに つき二九 〇円)</p>
○四〇五・九〇	<p>その他のもの 一 脂肪分が全重量の八五 %以下のものうち 別表第一第〇四〇五 ・九〇号の一に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>二九・八 %及び一</p>
○四〇五・二〇	<p>デイリースプレッドのうち 別表第一第〇四〇五・二〇 号に掲げる税率の適用を受け けるもの以外のもの</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>二一〇円</p>
○四〇五・九〇	<p>その他のもの 一 脂肪分が全重量の八五 %以下のものうち 別表第一第〇四〇五 ・九〇号の一に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>二九・八 %及び一</p>



(略)	
(略)	<p>二 その他のものうち 別表第一第〇四〇五 ・九〇号の二に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	<p>○円 つき二九 グラムに び一キロ 三六%及 つては、 ものにあ 入される 以後に輸 (発効日 一七九円 キログラ ムにつき</p>

  

(略)	
(略)	<p>二 その他のものうち 別表第一第〇四〇五 ・九〇号の二に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	<p>○円 つき二九 グラムに び一キロ 三六%及 つては、 ものにあ 入される 以後に輸 (発効日 一七九円 キログラ ムにつき</p>

改 正 案

現

行

<p>第十四条の三 第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項、第五項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その用途に関し、外国（医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。）において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている医薬品であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特例承認)</p> <p>第二十三条の二の八 第二十三条の二の五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項、第五項、第六項、第八項及び第十項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その用途に関し、外国（医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医療</p>	<p>第十四条の三 第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項、第五項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その用途に関し、外国（医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で本邦と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。）において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている医薬品であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特例承認)</p> <p>第二十三条の二の八 第二十三条の二の五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項、第五項、第六項、第八項及び第十項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その用途に関し、外国（医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で本邦と同等の水準にあると認められる医療</p>
--	--

療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。)において、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することが認められている医療機器又は体外診断用医薬品であること。

2  
(略)

(承継)

第二十三条の三の二 第二十三条の二の二十三の認証(以下「基準適合性認証」という。)を受けた者(以下この条において「医療機器等認証取得者」という。)について相続、合併又は分割(当該品目に係る厚生労働省令で定める資料及び情報(以下この条において「当該品目に係る資料等」という。)を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該医療機器等認証取得者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該品目に係る資料等を承継した法人は、当該医療機器等認証取得者の地位を承継する。

2・3 (略)

(準用)

第二十三条の三の三 基準適合性認証を受けた外国指定高度管理医療機器製造等事業者については、第二十三条の二の十五第二項の規定を準用する。

(認証の取消し等)

第二十三条の四 登録認証機関は、基準適合性認証を与えた指定高度管理医療機器等が、第二十三条の二の二十三第二項第四号に該当するに至つたと認めるときは、その基準適合性認証を取り消さなければならない。

機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。)において、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することが認められている医療機器又は体外診断用医薬品であること。

2  
(略)

(承継)

第二十三条の三の二 第二十三条の二の二十三の認証を受けた者(以下この条において「医療機器等認証取得者」という。)について相続、合併又は分割(当該品目に係る厚生労働省令で定める資料及び情報(以下この条において「当該品目に係る資料等」という。)を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該医療機器等認証取得者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該品目に係る資料等を承継した法人は、当該医療機器等認証取得者の地位を承継する。

2・3 (略)

(準用)

第二十三条の三の三 第二十三条の二の二十三の認証を受けた外国指定高度管理医療機器製造等事業者については、第二十三条の二の十五第二項の規定を準用する。

(認証の取消し等)

第二十三条の四 登録認証機関は、第二十三条の二の二十三の認証(以下「基準適合性認証」という。)を与えた指定高度管理医療機器等が、同条第二項第四号に該当するに至つたと認めるときは、その認証を取り消さなければならない。

2 登録認証機関は、前項に定める場合のほか、基準適合性認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その基準適合性認証を取り消し、又はその基準適合性認証を与えた事項の一部についてその変更を求めることができる。

一 第二十三条の二第一項の許可（基準適合性認証を受けた品目の種類に応じた許可に限る。）について、同条第二項の規定によりその効力が失われたとき、又は第七十五条第一項の規定により取り消されたとき。

二・三 （略）

四 基準適合性認証を受けた指定高度管理医療機器等について正当な理由がなく引き続き三年間製造販売をしていないとき。

五 （略）

（報告書の提出）

第二十三条の五 登録認証機関は、基準適合性認証を与え、第二十三条の二の二十三第三項若しくは第五項の調査を行い、若しくは同条第七項の規定による届出を受けたとき、又は前条の規定により基準適合性認証を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣が、第二十三条の二の七第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、指定高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）に係る基準適合性認証についての前項の規定による報告書の提出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に提出しなければならない。この場合において、機構が当該報告書を受理したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

ればならない。

2 登録認証機関は、前項に定める場合のほか、基準適合性認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その認証を取り消し、又はその認証を与えた事項の一部についてその変更を求めることができる。

一 第二十三条の二第一項の許可（認証を受けた品目の種類に応じた許可に限る。）について、同条第二項の規定によりその効力が失われたとき、又は第七十五条第一項の規定により取り消されたとき。

二・三 （略）

四 第二十三条の二の二十三の認証を受けた指定高度管理医療機器等について正当な理由がなく引き続き三年間製造販売をしていないとき。

五 （略）

（報告書の提出）

第二十三条の五 登録認証機関は、第二十三条の二の二十三の認証を与え、同条第三項若しくは第五項の調査を行い、若しくは同条第七項の規定による届出を受けたとき、又は前条の規定により認証を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣が、第二十三条の二の七第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、指定高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）に係る認証についての前項の規定による報告書の提出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に提出しなければならない。この場合において、機構が当該報告書を受理したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

(登録)

第二十三条の六 第二十三条の二の二十三第一項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、基準適合性認証を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、指定高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）に係る基準適合性認証を行おうとする者から前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、機構に、当該申請が次条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

3・4 (略)

(登録の基準等)

第二十三条の七 (略)

2 厚生労働大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、第二十三条の二の二十三第一項の登録をしてはならない。

一 (略)

二 第二十三条の十六第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 (略)

四 本邦又は外国（我が国が締結する条約その他の国際約束であつて、全ての締約国の領域内にある登録認証機関又はこれに相当する機関にとつて不利とならない待遇を与えることを締約国に課するもののうち政令で定めるものの締約国並びに医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売に係る認証の制度又はこれに相当する制度を有している国のうち当該認証又はこれに相当するものを本邦において行うことができる国として政令で定めるものに限る。）のみ

(登録)

第二十三条の六 第二十三条の二の二十三第一項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の認証を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、指定高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）に係る認証を行おうとする者から前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、機構に、当該申請が次条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

3・4 (略)

(登録の基準等)

第二十三条の七 (略)

2 厚生労働大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、第二十三条の二の二十三第一項の登録をしてはならない。

一 (略)

二 第二十三条の十六第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 (略)

(新設)

において基準適合性認証を行うと認められない者であること。

- 3 第二十三条の二の二十三第一項の登録は、認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一～四 (略)

(業務規程)

- 第二十三条の十 (略)

- 2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が基準適合性認証の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関（本邦にある登録認証機関の事業所において基準適合性認証の業務を行う場合における当該登録認証機関に限る。第二十三条の十一の二から第二十三条の十四まで及び第六十九条第五項において同じ。）に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(準用)

第二十三条の十四の二 第二十三条の十第三項及び第二十三条の十一の二から前条までの規定は、登録認証機関（外国にある登録認証機関の事業所において基準適合性認証の業務を行う場合における当該登録認証機関に限る。）について準用する。この場合において、同項及び第二十三条の十一の二から第二十三条の十三までの規定中「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

- 第二十三条の十六 (略)

2 厚生労働大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて基準適合性認証の業務の全部若

- 3 登録は、認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一～四 (略)

(業務規程)

- 第二十三条の十 (略)

- 2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が基準適合性認証の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(新設)

(登録の取消し等)

- 第二十三条の十六 (略)

2 厚生労働大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて基準適合性認証の業務の全部若

しくは一部の停止を命ずること（外国にある登録認証機関の事業所において行われる基準適合性認証の業務については、期間を定めてその全部又は一部の停止を請求すること）ができる。

一・二（略）

三 第二十三条の十四の二において準用する第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一の二から第二十三条の十三までの規定による請求に応じなかつたとき。

四・五（略）

六 厚生労働大臣が、必要があると認めて、登録認証機関（外国にある登録認証機関の事業所において基準適合性認証の業務を行う場合における当該登録認証機関に限る。以下この条において同じ。）に対して、当該基準適合性認証の業務又は経理の状況に関し、報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

七 厚生労働大臣が、必要があると認めて、その職員に、登録認証機関の事務所において、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なしに答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

八 第六項の規定による費用の負担をしないとき。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により期間を定めて基準適合性認証の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、登録認証機関が当該請求に応じなかつたときは、その登録を取り消すことができる。

4 厚生労働大臣は、前三項の規定により登録を取り消し、又は第二項の規定により基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは請求したときは、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、機構に、第二項第七号の規定による検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。この場合において、機構は、当該検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、

しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二（略）

（新設）

三・四（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（新設）

当該検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

6 第二項第七号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録認証機関の負担とする。

（厚生労働大臣による基準適合性認証の業務の実施）

第二十三条の十八 厚生労働大臣は、第二十三条の二の二十三第一項の登録を受ける者がいないとき、第二十三条の十五第一項の規定による基準適合性認証の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十三条の十六第一項から第三項までの規定により第二十三条の二の二十三第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは請求したとき、登録認証機関が天災その他の事由により基準適合性認証の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該基準適合性認証の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 4 （略）

（特例承認）

第二十三条の二十八 第二十三条の二十五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する再生医療等製品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項、第五項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。

一 （略）

二 その用途に関し、外国（再生医療等製品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる再生医療等製品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。）において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている再生医療

（新設）

（厚生労働大臣による基準適合性認証の業務の実施）

第二十三条の十八 厚生労働大臣は、第二十三条の二の二十三第一項の登録を受ける者がいないとき、第二十三条の十五第一項の規定による基準適合性認証の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十三条の十六第一項若しくは第二項の規定により第二十三条の二の二十三第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録認証機関が天災その他の事由により基準適合性認証の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該基準適合性認証の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 4 （略）

（特例承認）

第二十三条の二十八 第二十三条の二十五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する再生医療等製品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項、第五項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。

一 （略）

二 その用途に関し、外国（再生医療等製品の品質、有効性及び安全性を確保する上で本邦と同等の水準にあると認められる再生医療等製品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。）において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている再生医療



療等製品であること。

2 (略)

(廃棄等)

第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品若しくは再生医療等製品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは再生医療等製品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、貸与され、若しくは授与された医療機器、同項の規定に違反して電気通信回線を通じて提供された医療機器プログラム、第四十四条第三項、第五十五条(第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の五及び第六十八条の十九)において準用する場合を含む。)、第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第五十七条第二項(第六十条、第六十二条及び第六十五条の五)において準用する場合を含む。)、第六十五条、第六十六条の六若しくは第六十八条の二十に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品、第二十三条の四の規定により基準適合性認証を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十四条の二第一項若しくは第三項第二号(第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第四号若しくは第五号(第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定により第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、医薬部外品若しくは化粧品、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品、第七十五条の三の規定により第十四条の三第一項(第二十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消

等製品であること。

2 (略)

(廃棄等)

第七十条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品若しくは再生医療等製品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは再生医療等製品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、貸与され、若しくは授与された医療機器、同項の規定に違反して電気通信回線を通じて提供された医療機器プログラム、第四十四条第三項、第五十五条(第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の五及び第六十八条の十九)において準用する場合を含む。)、第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第五十七条第二項(第六十条、第六十二条及び第六十五条の五)において準用する場合を含む。)、第六十五条、第六十六条の六若しくは第六十八条の二十に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品、第二十三条の四の規定により第二十三条の二の二十三の認証を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十四条の二第一項若しくは第三項第二号(第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第四号若しくは第五号(第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定により第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、医薬部外品若しくは化粧品、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品、第七十五条の三の規定により第十四条の三第一項(第二十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による第十四条若しくは第十九条の二

された医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二の八第一項（第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二十八第一項（第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

2 (略)  
第七十五条の二の二 (略)

3 基準適合性認証を受けた外国指定高度管理医療機器製造等事業者については、第七十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「製造所における製造管理若しくは品質管理の方法（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者にあつては、その物の製造管理又は品質管理の方法。以下この項において同じ。）が第十四条第二項第四号、第二十三条の二の五第二項第四号、第二十三条の二十五第二項第四号若しくは第八十条第二項」とあるのは「製造管理若しくは品質管理の方法が第二十三条の二の五第二項第四号」と、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品が」とあるのは「指定高度管理医療機器等が」と、「（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）第六十五条若しくは第六十五条の六」とあるのは「若しくは第六十五条」と、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品若しくは」とあるのは「医療機器若しくは体外診断用医薬品若しくは」と、「命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」と

の承認を取り消された医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二の八第一項（第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二十八第一項（第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

2 (略)  
第七十五条の二の二 (略)

3 第二十三条の二の二十三の認証を受けた外国指定高度管理医療機器製造等事業者については、第七十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「製造所における製造管理若しくは品質管理の方法（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者にあつては、その物の製造管理又は品質管理の方法。以下この項において同じ。）が第十四条第二項第四号、第二十三条の二の五第二項第四号、第二十三条の二十五第二項第四号若しくは第八十条第二項」とあるのは「製造管理若しくは品質管理の方法が第二十三条の二の五第二項第四号」と、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品が」とあるのは「指定高度管理医療機器等が」と、「（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）第六十五条若しくは第六十五条の六」とあるのは「若しくは第六十五条」と、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品若しくは」とあるのは「医療機器若しくは体外診断用医薬品若しくは」と、「命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止

あるのは「請求する」と読み替えるものとする。

4 (略)

(手数料)

第七十八条 (略)

2 機構が行う第十三条の二第一項(第十三条の三第三項及び第八十条第四項において準用する場合を含む。)の調査、第十四条の二第一項(第十四条の五第一項(第十九条の四において準用する場合を含む。))並びに第十四条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の医薬品等審査等、第二十三条の二の七第一項(第二十三条の二の十第一項(第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。))並びに第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の医療機器等審査等、第二十三条の六第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の調査、第二十三条の十八第二項の基準適合性認証、第二十三条の二十三第一項(第二十三条の二十四第三項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)の調査又は第二十三条の二十七第一項(第二十三条の三十第一項(第二十三条の三十九において準用する場合を含む。))並びに第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の再生医療等製品審査等を受けようとする者は、当該調査、医薬品等審査等、医療機器等審査等、基準適合性認証又は再生医療等製品審査等に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を機構に納めなければならない。

3 (略)

を命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

4 (略)

(手数料)

第七十八条 (略)

2 機構が行う第十三条の二第一項(第十三条の三第三項及び第八十条第四項において準用する場合を含む。)の調査、第十四条の二第一項(第十四条の五第一項(第十九条の四において準用する場合を含む。))並びに第十四条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の医薬品等審査等、第二十三条の二の七第一項(第二十三条の二の十第一項(第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。))並びに第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の医療機器等審査等、第二十三条の十八第二項の基準適合性認証、第二十三条の二十三第一項(第二十三条の二十四第三項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)の調査又は第二十三条の二十七第一項(第二十三条の三十第一項(第二十三条の三十九において準用する場合を含む。))並びに第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の再生医療等製品審査等を受けようとする者は、当該調査、医薬品等審査等、医療機器等審査等、基準適合性認証又は再生医療等製品審査等に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を機構に納めなければならない。

3 (略)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">畜産経営の安定に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（第三条）</p> <p>第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置（第四条―第十 三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第五章 罰則（第十六条―第十八条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金の交付又は価 格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産経営の安定を図り、もつ て畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安 定に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛 をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。</p> <p>2  (略)</p> <p>3  (略)</p> <p>(削る)</p>	<p style="text-align: center;">畜産物の価格安定に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置（第三条―第十二条）</p> <p>第三章 雑則（第十三条・第十四条）</p> <p>第四章 罰則（第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図ることにより、畜産及 びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資 することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （新設）</p> <p>1  (略)</p> <p>2  (略)</p> <p>3  この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をいい、「指 定食肉」とは、豚肉、牛肉その他政令で定める食肉であつて、農林水産省</p>

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、標準

的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。

一 次のいずれにも該当する積立金（次項及び第三項において「積立金」という。）の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること。

ロ 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

ハ 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

二 その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2 交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚（積立金の対象とされているものに限り。）であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

令で定める規格に適合するものをいう。

（新設）

（新設）

4 第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

### 第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置

#### (安定価格の決定)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。

- 一 原料乳の安定基準価格
- 二 指定乳製品の安定下位価格及び安定上位価格

#### (削る)

2 安定価格は、原料乳及び指定乳製品の生産者の販売価格について定めるものとする。

3 安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下回つて原料乳及び指定乳製品の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、安定上位価格は、その額を超えて指定乳製品の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。

4 安定価格は、原料乳については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

5・6 (略)

第五条 (略)

### 第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置

#### (安定価格の決定)

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。

- 一 原料乳及び指定食肉の安定基準価格
- 二 指定乳製品の安定下位価格
- 三 指定乳製品及び指定食肉の安定上位価格

2 安定価格は、原料乳及び指定乳製品にあつては生産者の販売価格について、指定食肉にあつては政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場における売買価格について定めるものとする。

3 安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下つて原料乳、指定乳製品及び指定食肉の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、安定上位価格は、その額をこえて指定乳製品及び指定食肉の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。

4 安定価格は、原料乳又は指定食肉(当該家畜を含む。)については、これらの生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

5・6 (略)

第四条 (略)

(原料乳の価格に関する勧告)

第六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条第二項の乳業を行なう者をいう。以下同じ。）が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定基準価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 (略)

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第七条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

一〜四 (略)

(削る)

(原料乳の価格に関する勧告)

第五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条第二項の乳業を行なう者をいう。以下同じ。）が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定基準価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 (略)

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第六条 (略)

2 次の各号の一に該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

一〜四 (略)

3 指定食肉に係る家畜の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、指定食肉の価格が著しく低落し又は

低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する家畜（当該団体の委託を受けて生産するものを含む。）に係る指定食肉の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

4 鶏卵その他原料乳、指定乳製品及び指定食肉以外の主要な畜産物であつて政令で定めるもの（以下「鶏卵等」という。）の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、鶏卵等の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その

3| 農林水産大臣は、前二項の計画が農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

4| (略)

5| 農林水産大臣は、第二項の認定をしようとするときは、あらかじめ機構の意見を聴くものとする。

6| (略)

(指定乳製品の買入れ)

第八条 機構は、前条第二項各号のいずれかに該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものを含む。）を安定下位価格で買入れることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

2| 機構は、指定乳製品の買入れについては、前項の規定による生乳生産者団体からの買入れを優先的に行うものとする。

価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する鶏卵等の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

5| 農林水産大臣は、前四項の計画が農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

6| (略)

7| 農林水産大臣は、第二項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の意見を聞くものとする。

8| (略)

(買入れ)

第七条 機構は、前条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものを含む。）を安定下位価格で買入れることができる。

2| 機構は、中央卸売市場において、指定食肉を買入れることができる。

3| 機構は、農業協同組合又は農業協同組合連合会が前条第三項の認定を受けた同項の計画に基づいて保管又は販売をする指定食肉については、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会の申込みにより、中央卸売市場以外の機構の指定する場所において、買入れることができる。

4| 機構が前二項の規定により買入れる指定食肉の買入れの価格は、第三条第二項の中央卸売市場において買入れる場合にあつては安定基準価格とし、その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以外の機構の指定する場所において買入れる場合にあつては安定基準価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

5| 機構は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行うものとする。



第九条 (略)

(指定乳製品の売渡し)

第十条 機構は、指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第十一条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品を売り渡すことができる。

- 一 その保管する指定乳製品の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合
- 二 その保管する指定乳製品の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合
- 三 (略)

(指定乳製品の買入れ又は売渡しをしない場合)

第十二条 機構は、次の場合には、第八条の規定による買入れ又は第十条の規定による売渡しをしないものとする。

- 一 第八条第一項の申込みをした者(生乳生産者団体を除く。)について、その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買入れ又は買入れるおそれがあると認めるとき。
- 二 第八条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定

第八条 (略)

(売渡し)

第九条 機構は、指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品又は指定食肉を、指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては中央卸売市場において、売り渡すものとする。ただし、これらの方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第十条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、原料乳及び指定乳製品又は指定食肉の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品又は指定食肉を売り渡すことができる。

- 一 その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合
- 二 その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合
- 三 (略)

(買入れ又は売渡しをしない場合)

第十一条 機構は、次の場合には、第七条の規定による買入れ又は第九条の規定による売渡しをしないものとする。

- 一 第七条第一項の申込みをした者(生乳生産者団体を除く。)について、その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買入れ又は買入れるおそれがあると認めるとき。
- 二 第七条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定

- による交換に应ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。
- 三 第十条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 四 第十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- 五 (略)

(指定乳製品の交換)

第十三条 機構は、その保管する指定乳製品の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、当該指定乳製品を同一の規格及び数量の指定乳製品と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第十四条 農林水産大臣は、第三条第一項各号、第二項若しくは第四項、第七条第三項又は第十一条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十五条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肉用牛若しくは肉豚の生産者若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格、原料乳若しくは指定乳製品の生産費、輸入価格若しくは在庫量その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させるこ

- による交換に应ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。
- 三 第九条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 四 第九条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- 五 (略)

(交換)

第十二条 機構は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これらを同一の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第三章 雑則

(財務大臣との協議)

第十三条 農林水産大臣は、第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十四条 農林水産大臣は、原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、その限度において、これらの生産者（指定食肉に係る家畜の生産者を含む。）、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させるこ

ことができる。

2| 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第三条第二項に規定すると畜場（肉用牛又は肉豚に係るものに限る。）の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売の委託若しくは売渡しを受けた者（その者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、肉用牛又は肉豚の生産費（と畜に係るものに限る。）、肉用牛又は肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

3| 第一項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4| (略)

#### 第五章 罰則

第十六条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

第十七条 第十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。  
(削る)

第十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、

とができる。

(新設)

2| 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3| (略)

#### 第四章 罰則

(新設)

第十五条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。  
2| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(新設)

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

第十条及び第十一条 削除

附則

(指定市場)

第十条 当分の間、中央卸売市場以外の市場であつて、農林水産大臣の指定するものは、第七条第二項及び第三項並びに第九条の規定の適用については、中央卸売市場とみなす。

第十一条 削除

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 砂糖の価格調整に関する措置</p> <p>第一節 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置（第三条―第十条）</p> <p>第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置（第十一条―第十八条）</p> <p>第三節 輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置（第十八条の二―第十八条の七）</p> <p>第四節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付（第十九条―第二十二条）</p> <p>第五節 雑則（第二十三条―第二十五条の二）</p> <p>第三章 でん粉の価格調整に関する措置</p> <p>第一節 輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第二節 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付（第三十三条―第三十六条）</p> <p>第四章 雑則（第三十七条―第三十九条）</p> <p>第五章 罰則（第四十条―第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、輸入に係る砂糖及びでん粉等の価格調整に関する措置、異性化糖及び輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置、甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 砂糖の価格調整に関する措置</p> <p>第一節 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置（第三条―第十条）</p> <p>第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置（第十一条―第十八条）</p> <p>第三節 輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置（第十八条の二―第十八条の七）</p> <p>第四節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付（第十九条―第二十二条）</p> <p>第五節 雑則（第二十三条―第二十五条）</p> <p>第三章 でん粉の価格調整に関する措置</p> <p>第一節 輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第二節 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付（第三十三条―第三十六条）</p> <p>第四章 雑則（第三十七条―第三十九条）</p> <p>第五章 罰則（第四十条―第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、輸入に係る砂糖及びでん粉等の価格調整に関する措置、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置、甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉についての交付金を交付す</p>

ての交付金を交付する措置等を定めることにより、甘味資源作物及びでん粉原料用いにも係る農業所得の確保並びに国内産糖及び国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2と4 (略)

5 この法律において「輸入加糖調製品」とは、砂糖を使用した輸入される調製品であつて、砂糖との用途の競合の状況に鑑み、国内産糖の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。

6・7 (略)

8 この法律において「でん粉原料用輸入農産物」とは、でん粉の製造の用に供するために輸入される農産物であつて、当該農産物を原料として製造されるでん粉と国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差に鑑み、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。

9・10 (略)

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「指定糖調整率」という。)を乗じて得た額から、次のハに掲げる額に次のニに掲げる額を

る措置等を定めることにより、甘味資源作物及びでん粉原料用いにも係る農業所得の確保並びに国内産糖及び国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2と4 (略)

(新設)

5・6 (略)

7 この法律において「でん粉原料用輸入農産物」とは、でん粉の製造の用に供するために輸入される農産物であつて、当該農産物を原料として製造されるでん粉と国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差に鑑み、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。

8・9 (略)

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「指定糖調整率」という。)を乗じて得た額から次のハに掲げる額(その額が当該指定糖調

加えて得た額（その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を、次の口に掲げる額に加えて得た額

イ・ロ（略）

ハ 当該輸入申告の時に適用される異性化糖に係る軽減額として農林水産大臣の定める額（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この条において「異性化糖軽減額」という。）

二 当該輸入申告の時に適用される輸入加糖調製品に係る軽減額として農林水産大臣の定める額（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この条において「加糖調製品軽減額」という。）

二 当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る指定糖調整率を乗じて得た額から、次のハに掲げる額に次のニに掲げる額を加えて得た額（その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第七条第二号ロに掲げる額を加えて得た額

イ・ロ（略）

ハ 異性化糖軽減額に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

二 加糖調製品軽減額に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含ま

整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を、次のロに掲げる額に加えて得た額

イ・ロ（略）

ハ 当該輸入申告の時に適用される農林水産大臣の定める額（粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

（新設）

二 当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る指定糖調整率を乗じて得た額から次のハに掲げる額（その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額）を控除して得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第七条第二号ロに掲げる額を加えて得た額

イ・ロ（略）

ハ 前号ハの農林水産大臣の定める額に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

（新設）

れる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

2 (略)

3 異性化糖軽減額は、第十二条第一項の砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

一・二 (略)

三 その適用期間における第十一条第一項の異性化糖調整基準価格と第十条第一項の異性化糖の平均供給価格（当該異性化糖の平均供給価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当該異性化糖調整基準価格）との差額に、その適用期間の属する砂糖年度に係る第十五条第一項第一号の異性化糖調整率を乗じて得た額

4 加糖調製品軽減額は、第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

一 その適用期間の属する砂糖年度の前年度における加糖調製品糖（輸入加糖調製品に含まれる砂糖をいう。以下同じ。）の輸入数量を基準とし当該年度におけるその輸入数量の見込数量を参酌して定めた加糖調製品糖の推定輸入数量（第十八条の六第三項において「加糖調製品糖推定輸入数量」という。）

二 その適用期間の属する砂糖年度における第二項第二号に掲げる数量

三 その適用期間における第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整基準価格と第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格（当該加糖調製

2 (略)

3 第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額は、第十二条第一項の期間ごとにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

一・二 (略)

三 その適用期間における第十一条第一項の異性化糖調整基準価格と第十条第一項の異性化糖の平均供給価格（当該異性化糖の平均供給価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当該異性化糖調整基準価格）との差額に、その適用期間の属する砂糖年度に係る第十五条第一項の異性化糖調整率を乗じて得た額

(新設)



品糖の平均輸入価格が当該加糖調整品糖調整基準価格以上の額である場合には、当該加糖調整品糖調整基準価格との差額に、その適用期間の属する砂糖年度に係る第十八条の六第一項の加糖調整品糖調整率を乗じて得た額

5 | 第三条第四項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から第四項までの規定は異性化糖軽減額及び加糖調整品糖軽減額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは異性化糖軽減額にあつては「第十一条第一項の異性化糖調整基準価格又は第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格が改定された場合」と、加糖調整品糖軽減額にあつては「第十八条の二第一項の加糖調整品糖調整基準価格又は第十八条の三第一項の加糖調整品糖の平均輸入価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは異性化糖軽減額にあつては「第九条第三項」と、加糖調整品糖軽減額にあつては「第九条第四項」と、「政令で定める期間」とあるのは異性化糖軽減額にあつては「第十二条第一項の砂糖年度を区分した期間」と、加糖調整品糖軽減額にあつては「第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間」と読み替えるものとする。

(異性化糖等の機構への売渡し)

第十一条 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格(砂糖調整基準価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を機構に売り渡さなければならない。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時に適用される同項の異

4 | 第三条第四項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から第四項までの規定は第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「第十一条第一項の異性化糖調整基準価格又は第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第三項」と、「政令で定める期間」とあるのは「第十二条第一項の期間」と読み替えるものとする。

(異性化糖等の機構への売渡し)

第十一条 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格(砂糖調整基準価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を機構に売り渡さなければならない。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時に適用される同項の異

性化糖の平均供給価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格（第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。）ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。）を超える場合は、この限りでない。

2 5 (略)

6 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十条第一項ただし書の異性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。）」と読み替えるものとする。

7 12 (略)

(異性化糖等の買入れの価格)

第十三条 (略)

2 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖（以下「輸入異性化糖」という。）又は混合異性化糖（以下「輸入混合異性化糖」という。）についての機構の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。

性化糖の平均供給価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格（第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。）ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。）を超える場合は、この限りでない。

2 5 (略)

6 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十一条第一項ただし書の異性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。）」と読み替えるものとする。

7 12 (略)

(異性化糖等の買入れの価格)

第十三条 (略)

2 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖（以下「輸入異性化糖」という。）又は混合異性化糖（以下「輸入混合異性化糖」という。）についての機構の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。

- 一 (略)
- 二 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額
  - イ (略)
  - ロ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に、標準異性化糖と当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、当該異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額

第三節 輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置

(輸入加糖調製品の機構への売渡し)

第十八条の二 輸入加糖調製品につき輸入申告をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る輸入加糖調製品の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告の時に適用される次条第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格が加糖調製品糖調整基準価格(砂糖調整基準価格を政令で定めるところにより加糖調製品糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る輸入加糖調製品を機構に売り渡さなければならない。

- 一 当該輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税率法第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合
- 二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時に適用される第六条第一項の粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、当該輸入申告の時に適用される次条第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格が当該輸入申告の時に適用される加糖調製品糖標準価格(第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適

- 一 (略)
- 二 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額
  - イ (略)
  - ロ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、標準異性化糖と当該異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

(新設)

(新設)

<p>用期間とする同項の粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。）ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより加糖調製品糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同（じ。）を超える場合</p>	<p>2   加糖調製品糖調整基準価格は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めなければならない。</p>	<p>3   加糖調製品糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により砂糖調整基準価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。</p>	<p>4   農林水産大臣は、加糖調製品糖調整基準価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。</p>	<p>5   第六条第二項から第四項までの規定は、加糖調製品糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格の決定に関する」と、「同項」とあるのは「同号」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする同項の粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>6   第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡しは、当該輸入加糖調製品に係る輸入申告の前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。</p> <p>7   前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>8   第五条第三項の規定は、第一項の規定による売渡しに係る輸入加糖調製</p>
---	--	---	--	--	---	---

品について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十八条の二第六項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第七十条第一項」と読み替えるものとする。

(加糖調製品糖平均輸入価格)

第十八条の三 加糖調製品糖の平均輸入価格(以下「加糖調製品糖平均輸入価格」という。)は、政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、その適用期間前の一定期間の海外における代表的な精製糖の市価の平均額並びに輸入加糖調製品の調製に要する標準的な費用の額、輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額、関税の額に相当する金額及び販売に要する標準的な費用の額を基準として、農林水産大臣が定める。

2 第六条第二項から第四項までの規定は、加糖調製品糖平均輸入価格について準用する。この場合において、同条第三項中「粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「精製糖の市価が著しく変動した場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十八条の三第一項」と、「政令で定める期間」とあるのは「政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間」と読み替えるものとする。

(輸入加糖調製品の買入れの価格)

第十八条の四 第十八条の二第一項の規定による売渡しに係る輸入加糖調製品についての機構の買入れの価格は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額とする。

一 その輸入申告の時に適用される加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率(輸入加糖調製品に含まれる砂糖の割合をいう。第十八条の六において同じ。)を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額

(新設)

(新設)

二 その輸入申告の時に適用される加糖調製品糖平均輸入価格に、加糖調製品糖と当該輸入加糖調製品に含まれる砂糖以外の物との市価等の差異を勘案して当該砂糖以外の物の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、当該砂糖以外の物の割合を乗じて得た額

(輸入加糖調製品の売戻し)

第十八条の五 機構は、第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡しをした者に対し、その輸入加糖調製品を売り戻さなければならぬ。

(新設)

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による輸入加糖調製品の売戻しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡し」と、「その売渡しに係る指定糖」とあるのは「その売渡しに係る輸入加糖調製品」と、同条第三項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡し」と読み替えるものとする。

(輸入加糖調製品の売戻しの価格)

第十八条の六 前条第一項の規定による機構の輸入加糖調製品の売戻しの価格は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に当該輸入加糖調製品の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「加糖調製品糖調整率」という。)を乗じて得た額を同号に掲げる額に加えて得た額に、第十八条の四第二号に掲げる額を加えて得た額(その額が輸入加糖調製品につき同条の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。

一 加糖調製品糖調整基準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省

(新設)

令で定めるところにより算出される額を加減して得た額

二 第十八条の四第一号に掲げる額

2 前項の規定にかかわらず、同項の輸入加糖調製品の輸入申告の時に適用される輸入に係る粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、前条第一項の規定による機構の輸入加糖調製品の売戻しの価格は、同号に掲げる額とする。

一 前項の規定により定められる機構の売戻しの価格

二 その輸入申告の時に適用される加糖調製品糖標準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額に、第十八条の四第二号に掲げる額を加えて得た額

3 加糖調製品糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、当該年度における第九条第二項第一号に掲げる数量を当該年度における同項第二号に掲げる数量と加糖調製品糖推定輸入数量との合計数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。

4 第三条第四項の規定は、加糖調製品糖調整率について準用する。

(輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの価格の減額)

第十八条の七 第十八条の二第一項の規定による売渡しに係る輸入加糖調製品が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該輸入加糖調製品につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

第四節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

第五節 雑則

(新設)

第三節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

第四節 雑則

(輸入に係る指定糖、異性化糖等及び輸入加糖調製品の売戻しの価格の特例)

第二十三条 農林水産大臣は、砂糖の市価が輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖（国内産糖を除く。）の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、前条第二項の規定により国内産糖交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、機構の行う国内産糖交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構に対し、次条第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項の規定により定められる機構の売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 (略)

第二十四条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量（混合糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量（混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量（その数量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等（混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等）を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したと

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

第二十三条 農林水産大臣は、砂糖の市価が輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖（国内産糖を除く。）の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、前条第二項の規定により国内産糖交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、機構の行う国内産糖交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構に対し、次条第一項及び第二十五条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 (略)

第二十四条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量（混合糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量（混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量）を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量（その数量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等（混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等）を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したと



きは、当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、同項各号の規定により定められる機構の売戻しの価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類)に依りて、当該額(混合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額)に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)を加えて得た額(その額が第七条第一号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額(混合糖にあつては、同条第二号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額)を超えるときは、その加えて得た額)とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定による告示が行われた日(当該告示が行われた日後四日から同条第二項の規定による告示が行われる日までに開始する前項の砂糖年度を区分した期間にあつては、当該期間の初日前三日まで)に(農林水産省令で定める過去一定年間に機構への売渡しの申込みをしていない者で、その日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なく)しなければならない。

3 (略)

第二十五条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する前条第一項の砂糖年度を区分した期間における異性化糖等の売渡申込数量(混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖

きは、当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する売戻しの価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類)に依りて、当該額(混合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額)に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)を加えて得た額(その額が第七条第一号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額(混合糖にあつては、同条第二号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額)を超えるときは、その加えて得た額)とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定による告示が行われた日(当該告示が行われた日後四日から同条第二項の規定による告示が行われる日までに開始する前項の期間にあつては、当該期間の初日前三日まで)に(農林水産省令で定める過去一定年間に機構への売渡しの申込みをしていない者で、その日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なく)しなければならない。

3 (略)

第二十五条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売渡申込数量(混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖

に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定による売戻しの数量(混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量により農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量により農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知したとき、当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖等の第二十三条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる機構の売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額(輸入異性化糖又は輸入混合異性化糖にあつては、それぞれその額が第十三条第二項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。

2  
(略)

一(三)

(略)

第二十五条の二 第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する第二十四条第一項の砂糖年度を区分した期間における当該売渡しの申込みに係る加糖調製品糖の数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における第十八条の五第一項の規定による売戻しに係る加糖調

の数量)を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定による売戻しの数量(混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量により農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知したとき、当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖等の第二十三条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額(輸入異性化糖又は輸入混合異性化糖にあつては、それぞれその額が第十三条第二項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額)とする。

2  
(略)

一(三)

(略)

(新設)

製品糖の数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量（その数量によることが著しく不適當であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における加糖調製品糖の輸入数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る加糖調製品糖の第二十三条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第十八条の六第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額（その額が第十八条の四の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額）とする。

一 第十八条の六第一項又は第二項の規定により定められる機構の売戻しの価格

二 政令で定めるところにより加糖調製品糖の輸入数量の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して加糖調製品糖につき当該超える数量に係る輸入加糖調製品の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額

2 | 第二十四条第二項の規定は前項に規定する農林水産大臣の通知について、同条第三項の規定は前項第二号の農林水産大臣が定める額について、それぞれ準用する。

（報告及び検査）

第三十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、甘味資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者、砂糖、異性化糖若しくはでん粉の製造業者若しくは販売業者若しくは砂糖、混合糖、異性化糖等、輸

（報告及び検査）

第三十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、甘味資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者、砂糖、異性化糖若しくはでん粉の製造業者若しくは販売業者若しくは砂糖、混合糖、異性化糖等、で

入加糖調製品、でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物の輸入業者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第四十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物の輸入業者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第四十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一十九 (略)</p> <p>二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号及び第二十条の二第一号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の交換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を交換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。</p> <p>二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において利用する</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一十九 (略)</p> <p>二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号及び第二十条の二第一号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の交換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を交換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。</p> <p>(新設)</p>

行為を含む。以下この号及び第百十三条第三項において同じ。)を制限する手段(著作権者、出版権者又は著作隣接権者(以下「著作権者等」という。))の意思に基づくことなく用いられているものを除く。)であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十二～二十四 (略)

2～9 (略)

(保護期間の原則)

第五十一条 (略)

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。)七十年を経過するまでの間、存続する。

(無名又は変名の著作物の保護期間)

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作物の死後七十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後七十年を経過したと認められる時において、消滅したものとす。

2 (略)

(団体内義の著作物の保護期間)

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、そ

二十一～二十三 (略)

2～9 (略)

(保護期間の原則)

第五十一条 (略)

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。)五十年を経過するまでの間、存続する。

(無名又は変名の著作物の保護期間)

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作物の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後五十年を経過したと認められる時において、消滅したものとす。

2 (略)

(団体内義の著作物の保護期間)

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、そ

の著作物の公表後七十年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

2・3 (略)

(保護期間の計算方法)

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後七十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。第九十七条第一項及び第三項において同じ。）を用いた放送又は有線放送を行った場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。）には、当該実演（第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2・14 (略)

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第一百一条 (略)

2 著作権隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもって満了する。  
一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した時

の著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2・3 (略)

(保護期間の計算方法)

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後五十年、著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。）には、当該実演（第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2・14 (略)

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第一百一条 (略)

2 著作権隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもって満了する。  
一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年）を経過した時

三・四 (略)

(侵害とみなす行為)

第百十三条 (略)

2 (略)

3 技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

4 (略)

5 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」とする。

6・7 (略)

二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年）を経過した時

三・四 (略)

(侵害とみなす行為)

第百十三条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」とする。

5・6 (略)



(損害の額の推定等)

第百十四条 著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合には、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2・3 (略)

4 著作権者又は著作隣接権者は、前項の規定によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し損害の賠償を請求する場合において、その著作権又は著作隣接権が著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第 二条第一項に規定する管理委託契約に基づき同条第三項に規定する著作権等管理事業者が管理するものであるときは、当該著作権等管理事業者が定める同法第十三条第一項に規定する使用料規程のうちその侵害の行為に係る著作物等の利用の態様について適用されるべき規定により算出したその著作権又は著作隣接権に係る著作物等の使用料の額（当該額の算出方法が複数あるときは、当該複数の算出方法によりそれぞれ算出した額のうち最も高い額）をもつて、前項に規定する金銭の額とすることができる。

(損害の額の推定等)

第百十四条 著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下この項において「著作権者等」という。）が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合には、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2・3 (略)

(新設)

5 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置)

第百十六条 (略)

2 (略)

3 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後)においては、その請求をすることができない。

第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項

(第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)

に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第六項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三条第四項の規

4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置)

第百十六条 (略)

2 (略)

3 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後)においては、その請求をすることができない。

第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項

(第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)

に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三条第三項の規

定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二（四）（略）

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつてゐるものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知らずに行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とし、又は第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした者

定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二（四）（略）

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつてゐるものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知らずに行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行つた者

三 営利を目的として、第百十三條第四項の規定により著作人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 営利を目的として、第百十三條第六項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

第百二十一條の二 次の各号に掲げる商業用レコード（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、その複製物を頒布の目的をもつて所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行つた者を除く。）は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第百二十三條 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる行為の対価として財産上の利益を受ける目的又は有償著作物等の提供若しくは提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益を害する目的で、次の各号のいずれかに掲げる行為を行うことにより犯した第百十九條第一項の罪については、適用しない。

一 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。次号において同じ。）を行うこと（当該有償著作物等の種類及び用途、当該譲渡の部数、当該譲渡又は公衆送信の態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得る

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者

三 営利を目的として、第百十三條第三項の規定により著作人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 営利を目的として、第百十三條第五項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

第百二十一條の二 次の各号に掲げる商業用レコード（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、その複製物を頒布の目的をもつて所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行つた者を除く。）は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第百二十三條 (略)

(新設)

ことが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る。）。

二 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信を行うために、当該有償著作物等を複製すること（当該有償著作物等の種類及び用途、当該複製の部数及び態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る。）。

3 前項に規定する有償著作物等とは、著作物又は実演等（著作権、出版権又は著作隣接権の目的となつて限るものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権、出版権又は著作隣接権を侵害するもの（国外で行われた提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきもの）を除く。）をいう。

4 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る第一項に規定する罪について告訴をすることができる。ただし、第一百八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

附則

（著作隣接権についての経過措置）  
第十五条（略）

2 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこれらの著作権の存続期間の満了する日が新法第一条の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同条の規定にかかわらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日（その日がこの法律の施行の日から起算して七十年を経過する日後の日であるときは、その七十年を経過する日）までの間と

（新設）

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができる。ただし、第一百八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

附則

（著作隣接権についての経過措置）  
第十五条（略）

2 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこれらの著作権の存続期間の満了する日が新法第一条の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同条の規定にかかわらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日（その日がこの法律の施行の日から起算して五十年を経過する日後の日であるときは、その五十年を経過する日）までの間と

3  
・  
4

する。

(略)

3  
・  
4

する。

(略)

改 正 案

現 行

<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の規定による措置の実施に必要な次の業務を行うこと。</p> <p>イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。</p> <p>ロ 指定乳製品の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。</p> <p>ハ ロの業務に伴う指定乳製品の保管を行うこと。</p> <p>ニ 農林水産省令で定めるところにより、畜産経営の安定に関する法律第七条第二項の認定を受けた指定乳製品の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。</p> <p>二 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。</p> <p>（新設）</p> <p>イ 指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。</p> <p>ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。</p> <p>ハ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。</p> <p>二 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。</p>
--	---

三・四 (略)

五 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

ニ・ホ (略)

六・七 (略)

(国庫納付金)

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第五号イからハまでの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

二 前条第五号ホの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしよの作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 第十条第五号イからニまでの業務、同条第六号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

三・四 (略)

五 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ホ (略)

六・七 (略)

(国庫納付金)

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

二 前条第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしよの作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 第十条第五号イ、ロ及びハの業務、同条第六号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務



四 第十条第五号ホ及びハの業務、同条第六号の業務（でん粉及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

（長期借入金）

第十四条 機構は、第十条第一号ロ及びハの業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一号ニ、第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十条第一号ニ、第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。

二・三 （略）

四 第十条第五号ニ及びホの業務、同条第六号の業務（でん粉及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

（長期借入金）

第十四条 機構は、第十条第一号イ及びロの業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一号ハ、第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十条第一号ハ、第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。

二・三 （略）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 特定農林水産物等の名称の保護（第三条―第五条）</p> <p>第三章 登録（第六条―第二十二条）</p> <p>第四章 外国の特定農林水産物等に関する特例（第二十三条―第三十二条）</p> <p>第五章 雑則（第三十三条―第三十八条）</p> <p>第六章 罰則（第三十九条―第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（地理的表示）</p> <p>第三条 第六条の登録（次項（第二号を除く。）及び第三項並びに次条第一項において単に「登録」という。）を受けた生産者団体（第十五条第一項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。以下「登録生産者団体」という。）の構成員たる生産業者は、生産を行った農林水産物等が第六条の登録に係る特定農林水産物等であるときは、当該特定農林水産物等又はその包装、容器若しくは送り状（以下「包装等」という。）に地理的表示を付することができる。当該生産業者から当該農林水産物等を直接又は間接に譲り受けた者についても、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 農林水産物等の輸入を業として行う者（次条第三項において「輸入業者」という。）は、登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれらに類似する表示が付された次に掲げる農林水産物等（その包装等にこれらの表示が付されたものを含む。）であってその輸入に係るものを譲り渡し</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 特定農林水産物等の名称の保護（第三条―第五条）</p> <p>第三章 登録（第六条―第二十二条）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条―第二十七条）</p> <p>第五章 罰則（第二十八条―第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>（地理的表示）</p> <p>第三条 第六条の登録（次項（第二号を除く。）及び次条第一項において単に「登録」という。）を受けた生産者団体（第十五条第一項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。以下「登録生産者団体」という。）の構成員たる生産業者は、生産を行った農林水産物等が第六条の登録に係る特定農林水産物等であるときは、当該特定農林水産物等又はその包装、容器若しくは送り状（以下「包装等」という。）に地理的表示を付することができる。当該生産業者から当該農林水産物等を直接又は間接に譲り受けた者についても、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、これらの表示が第一項又は前項ただし書の規定により付されたものである場合には、この限りでない。

一 当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等

二 前号に掲げる農林水産物等を主な原料又は材料として製造され、又は加工された農林水産物等

(登録標章)

第四条 (略)

2 (略)

3 農林水産物等の輸入業者は、登録標章又はこれに類似する標章が付された農林水産物等(その包装等にこれらの標章が付されたものを含む。)であつてその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、当該登録標章が第一項の規定により付されたものである場合には、この限りでない。

(措置命令)

第五条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる規定に違反した者に対し、当該各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三条第二項又は第三項 地理的表示又はこれに類似する表示の除去又は抹消

二 (略)

三 前条第二項又は第三項 登録標章又はこれに類似する標章の除去又は抹消

(学識経験者の意見の聴取)

第十一条 農林水産大臣は、第九条第一項に規定する期間が満了したときは

(登録標章)

第四条 (略)

2 (略)

(新設)

第五条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる規定に違反した者に対し、当該各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三条第二項 地理的表示又はこれに類似する表示の除去又は抹消

二 (略)

三 前条第二項 登録標章又はこれに類似する標章の除去又は抹消

(学識経験者の意見の聴取)

第十一条 農林水産大臣は、第九条第一項に規定する期間が満了したときは

、農林水産省令で定めるところにより、登録の申請が第十三条第一項第二号から第四号までに掲げる場合に該当するかどうかについて、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2  
2  
4  
（略）

第四章 外国の特定農林水産物等に関する特例

（外国の特定農林水産物等の指定）

第二十三条 農林水産大臣は、我が国がこの法律に基づく特定農林水産物等の名称の保護に関する制度と同等の水準にあると認められる特定農林水産物等の名称の保護に関する制度（以下「同等制度」という。）を有する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この項において同じ。）であつて、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「締約国」という。）と相互に特定農林水産物等の名称の保護を図るため、当該締約国の同等制度によりその名称が保護されている当該締約国の特定農林水産物等について指定をすることができる。

一 次に掲げる事項をその内容に含む条約その他の国際約束を我が国と締結していること。

イ 当該外国が同等制度により我が国の特定農林水産物等の名称を保護すべきものとされていること。

ロ 我が国がこの法律により当該外国の特定農林水産物等の名称を保護すべきものとされていること。

二 前号の国際約束において保護すべきものとされている我が国の特定農林水産物等の名称について、その適切な保護を我が国又は当該特定農林水産物等に係る登録生産者団体が当該外国の権限のある機関に要請した場合には、必要な措置を講ずると認められること。

2  
前項の指定（以下単に「指定」という。）は、次に掲げる事項を定めて

、農林水産省令で定めるところにより、登録の申請が第十三条第一項第二号から第四号までに掲げる場合に該当するかどうかについて、学識経験を有する者（以下この条において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2  
2  
4  
（略）

（新設）

（新設）

するものとする。

- 一 当該特定農林水産物等の区分
- 二 当該特定農林水産物等の名称
- 三 当該特定農林水産物等の生産地
- 四 当該特定農林水産物等の特性
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該特定農林水産物等の生産の方法その他の当該特定農林水産物等を特定するために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該特定農林水産物等について農林水産省令で定める事項

(指定前の公示)

第二十四条 農林水産大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、前条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項を公示しなければならない。

(意見書の提出)

第二十五条 前条の規定による公示があつたときは、何人も、当該公示の日から三月以内に、当該公示に係る特定農林水産物等についての指定をすることについて、農林水産大臣に意見書を提出することができる。

(指定前の公示があつた場合の登録の申請の制限)

第二十六条 次の各号のいずれにも該当する登録の申請は、次条第三項及び第四項の規定の適用については、第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等(以下「指定対象特定農林水産物等」という。)についての指定をすることについて前条の規定によりされた意見書の提出とみなす。この場合においては、農林水産大臣は、当該各号のいずれにも該当する登録の申請をした生産者団体に対し、その旨を通知しなければならない。

一 第二十四条の規定による公示がされた後前条に規定する期間が満了するまでの間にされた登録の申請であること。

(新設)

(新設)

(新設)

二 当該登録の申請に係る農林水産物等の全部又は一部が指定対象特定農  
林水産物等の全部又は一部に該当すること。

2 前項第二号に該当する登録の申請は、前条に規定する期間の経過後は、  
することができない。ただし、指定対象特定農林水産物等について、第二  
十九条第一項の規定により指定をしないこととされた後又は指定があつた  
後は、この限りでない。

(学識経験者の意見の聴取)

第二十七条 農林水産大臣は、第二十五条に規定する期間が満了したときは  
、農林水産省令で定めるところにより、指定対象特定農林水産物等につい  
て第二十九条第一項第一号に掲げる場合に該当するかどうか並びに当該指  
定対象特定農林水産物等の名称について同項第二号イ及びロに掲げる場合  
に該当するかどうかについて、学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 農林水産大臣は、第二十五条に規定する期間が満了したときは、農林水  
産省令で定めるところにより、指定対象特定農林水産物等の名称について  
第二十九条第一項第二号ハに掲げる場合に該当するかどうかについて、学  
識経験者の意見を聴くことができる。

3 前二項の場合において、農林水産大臣は、第二十五条の規定により提出  
された意見書の内容を学識経験者に示さなければならぬ。

4 第一項又は第二項の規定により意見を求められた学識経験者は、必要が  
あると認めるときは、第二十五条の規定により意見書を提出した者その他  
の関係者から意見を聴くことができる。

5 第一項又は第二項の規定により意見を求められた学識経験者は、その意  
見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはなら  
ない。

(指定の実施)

(新設)

第二十八条 農林水産大臣は、第二十四条から前条までの規定による手続を終えたときは、次条第一項の規定により指定をしないこととする場合を除き、指定をしなければならない。

(新設)

2 農林水産大臣は、指定をしたときは、直ちに次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 指定番号及び指定の年月日
- 二 当該指定に係る締約国の名称
- 三 第二十三条第二項各号に掲げる事項

(指定の基準)

第二十九条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、指定をしてはならない。

(新設)

一 指定対象特定農林水産物等の全部又は一部が登録又は指定に係る特定農林水産物等のいずれかに該当するとき。

二 指定対象特定農林水産物等の名称について次のいずれかに該当するとき。

- イ 普通名称であるとき。
- ロ 次に掲げる登録商標と同一又は類似の名称であるとき。

(1) 指定対象特定農林水産物等又はこれに類似する商品に係る登録商標

(2) 指定対象特定農林水産物等又はこれに類似する商品に関する役務に係る登録商標

ハ 締約国の同等制度により保護される名称でなくなったとき、その他その名称を保護すべきでない場合として農林水産省令で定める場合

2 前項(第二号ロに係る部分に限る。)の規定は、同号ロに規定する名称の特定農林水産物等についての指定をすることについて、農林水産大臣が同号ロに規定する登録商標に係る商標権者の承諾を得ている場合(当該登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されているときは、当該特

定農林水産物等についての指定をすることについて当該専用使用権の専用使用権者の承諾を得ている場合に限る。）には、適用しない。

（指定に係る特定農林水産物等の地理的表示）

第三十条 指定に係る特定農林水産物等は、第三条及び第十三条第一項第三号ロの規定の適用については、登録に係る特定農林水産物等とみなす。この場合において、第三条第一項中「第六条の登録（次項（第二号を除く。）及び第三項並びに次条第一項において単に「登録」という。）を受けた生産者団体（第十五条第一項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。以下「登録生産者団体」という。）の構成員たる生産業者」とあるのは「第二十三条第一項の指定（次項において単に「指定」という。）に係る特定農林水産物等について締約国（同条第一項に規定する締約国をいう。）の同等制度（同項に規定する同等制度をいう。）において地理的表示を付することができることとされている者」と、「当該生産業者」とあるのは「その者」と、同条第二項第二号中「第六条の登録の日（当該登録に係る第七条第一項第三号」とあるのは「指定の日（指定に係る第二十三条第二項第二号」と、「第十六条第一項の」とあるのは「第三十一条第一項の規定による」と、「変更の登録」とあるのは「指定の変更」と、同項第三号及び第四号中「登録の日」とあるのは「指定の日」とする。

（指定の変更）

第三十一条 農林水産大臣は、指定に係る特定農林水産物等について、締約国の同等制度において第二十三条第二項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかが変更された場合には、当該指定を変更しなければならない。

2 第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第二十九条までの規定（前項の規定による指定の変更に係る事項が農林水産省令で定める軽微なものである場合にあつては、第二十五条及び第二十七条の規定を除く。）は、

（新設）

（新設）



同項の規定による指定の変更について準用する。この場合において、第二十四条中「前条第二項各号に掲げる事項」とあるのは「指定番号、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項のうち変更に係るもの」と、第二十七条第一項中「指定対象特定農林水産物等に」とあるのは「第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等に」と、「指定対象特定農林水産物等の」とあるのは「特定農林水産物等の」と、同条第二項中「指定対象特定農林水産物等」とあるのは「第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等」と、第二十八条第一項中「第二十四条から前条まで」とあるのは前項の規定による指定の変更に係る事項が当該農林水産省令で定める軽微なものである場合以外の場合にあつては「第二十四条、第二十五条及び前条」と、同項の規定による指定の変更に係る事項が当該農林水産省令で定める軽微なものである場合にあつては「第二十四条」と、同条第二項中「次に掲げる」とあるのは「指定番号、変更の年月日、変更に係る事項その他農林水産省令で定める」と、第二十九条第一項中「指定対象特定農林水産物等」とあるのは「第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等」と読み替えるものとする。

(指定の取消し)

第三十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、指定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 指定に係る特定農林水産物等の名称が第二十九条第一項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。

二 第二十九条第二項に規定する商標権者又は専用使用権者が同項に規定する承諾を撤回したとき。

2 第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定は、前項(第一号に係る部分に限る。)の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第二十四条中「前条第二項各号に掲げる事項」とあるのは「指定番号、取消しをしようとする理由」と、第二十七条第一項中「指定対象特

(新設)

定農林水産物等について第二十九条第一項第一号に掲げる場合に該当するかどうか並びに当該指定対象特定農林水産物等」とあるのは「第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等」と、「同項第二号イ及びロ」とあるのは「第三十二条第一項第一号（第二十九条第一項第二号イに係る部分に限る。）」と、同条第二項中「指定対象特定農林水産物等」とあるのは「第二十四条の規定による公示に係る特定農林水産物等」と、「第二十九条第一項第二号ハ」とあるのは「第三十二条第一項第一号（第二十九条第一項第二号ハに係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による指定の全部又は一部の取消しをしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

#### 第五章 雑則

第三十三条・第三十四条 (略)

(農林水産大臣に対する申出)

第三十五条 何人も、第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定に違反する事実があると思料する場合には、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

(関係行政機関の協力)

第三十六条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

第三十七条・第三十八条 (略)

#### 第四章 雑則

第二十三条・第二十四条 (略)

(農林水産大臣に対する申出)

第二十五条 何人も、第三条第二項又は第四条の規定に違反する事実があると思料する場合には、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

(新設)

第二十六条・第二十七条 (略)

## 第六章 罰則

### 第三十九条・第四十条 (略)

第四十一条 第十一条第四項(第十五条第二項、第十六条第三項及び第二十二  
条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十七条第五項(第三  
十一条第二項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規  
定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処  
する。

#### 一〜三 (略)

四 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし  
、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを  
含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若し  
くは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し  
て、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか  
、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の  
罰金刑を科する。

一 第三十九条 三億円以下の罰金刑

二 第四十条 一億円以下の罰金刑

三 (略)

2 (略)

## 第五章 罰則

### 第二十八条・第二十九条 (略)

第三十条 第十一条第四項(第十五条第二項、第十六条第三項及び第二十二  
条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以  
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処  
する。

#### 一〜三 (略)

四 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし  
、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを  
含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若し  
くは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し  
て、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか  
、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の  
罰金刑を科する。

一 第二十八条 三億円以下の罰金刑

二 第二十九条 一億円以下の罰金刑

三 (略)

2 (略)

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百二十二号）（第  
 十一条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく  
 申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 申告原産品に係る情報の提供等（第三条―第六条）

第三章 雑則（第七条―第十条）

第四章 罰則（第十一条―第十三条）

附則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 申告原産品に係る情報の提供等（第三条・第四条）

第三章 雑則（第五条―第八条）

第四章 罰則（第九条―第十一条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、経済連携協定の適確な実施を確保するため、締約国の  
 税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を適正かつ確実に行うた  
 めの措置を講じ、もって我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与すること  
 を目的とする。

（目的）

第一条 この法律は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間  
 の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の適確な実施を確保す  
 るため、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等  
 を適正かつ確実に行うための措置を講じ、もって我が国の輸出貿易の健全  
 な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定  
 めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定  
 めるところによる。

一 経済連携協定 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8(b)に規定  
 する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円

（新設）

滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。

二 締約国 経済連携協定の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）をいう。

三 締約国の税関当局 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律に相当する締約国（我が国を除く。以下同じ。）の法令を執行する当局をいう。

四 特定原産品 本邦から締約国に輸出される物品であつて、経済連携協定の規定に基づき原産品とされるものをいう。

五 特定原産品申告書 本邦から締約国に輸出される物品が特定原産品であることを当該締約国の税関当局に対し申告する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）であつて、当該物品を輸入する者、輸出する者又は生産する者が経済連携協定の規定に基づき作成するものをいう。

六 特定原産品誓約書 本邦から政令で定める経済連携協定の締約国に輸出される物品が特定原産品であることを誓約する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）であつて、当該物品に係る特定原産品申告書の作成の用に供するため、当該物品を輸出する者又は生産する者が当該特定原産品申告書を作成する者に交付し、又は提供するものをいう。

七 申告原産品 本邦から締約国に輸出された物品であつて、特定原産品

（新設）

一 オーストラリア税関当局 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律に相当するオーストラリアの法令を執行する当局をいう。

二 特定原産品 本邦からオーストラリアに輸出される物品であつて、オーストラリア協定第三・二条の規定に基づき本邦の原産品とされるものをいう。

三 特定原産品申告書 本邦からオーストラリアに輸出される物品が特定原産品であることをオーストラリア税関当局に対し申告する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）であつて、当該物品を輸入する者、輸出する者又は生産する者がオーストラリア協定第三・十

六条の規定に基づき作成するものをいう。

四 特定原産品誓約書 本邦からオーストラリアに輸出される物品が特定原産品であることを誓約する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）であつて、当該物品に係る特定原産品申告書の作成の用に供するため、当該物品を輸出する者又は生産する者が当該特定原産品申告書を作成する者に交付し、又は提供するものをいう。

五 申告原産品 本邦からオーストラリアに輸出された物品であつて、特

申告書により当該物品が特定原産品であることを当該締約国の税関当局に対し申告されたものをいう。

(情報提供等)

第三条 財務大臣は、政令で定める経済連携協定の締約国の税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときは、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該締約国の税関当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。

二 我が国がこの項の規定により提供する情報について当該締約国において秘密の保持が担保されていないと認められるとき。

三・四 (略)

五 当該情報に特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の秘密を害するおそれのある情報が含まれている場合において、当該情報を当該締約国の税関当局に提供することについてその者の同意がないとき。

2・3 (略)

(情報の収集及び提供等による協力)

第四条 財務大臣は、政令で定める経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定の締約国の税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認をするために当該申告原産品に係る特定原産品申告書を作成した者その他の関係者からの情報の収集及び提供その他の必要な協力を求められた場合において、当該協力を行うことが適当と認めるときは、その求めに応ずることができる。

2 財務大臣は、前項の求めがあったときは、速やかに、その旨を農林水産

定原産品申告書により当該物品が特定原産品であることをオーストラリア税関当局に対し申告されたものをいう。

(情報提供等)

第三条 財務大臣は、オーストラリア税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときは、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 オーストラリア税関当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。

二 我が国がこの項の規定により提供する情報についてオーストラリアにおいて秘密の保持が担保されていないと認められるとき。

三・四 (略)

五 当該情報に特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の秘密を害するおそれのある情報が含まれている場合において、当該情報をオーストラリア税関当局に提供することについてその者の同意がないとき。

2・3 (略)

(新設)

大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

(書類の保存)

第五条 本邦から締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品申告書の作成の日から政令で定める期間、保存しなければならない。ただし、当該特定原産品申告書を当該締約国の関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しないこととなつたときは、この限りでない。

2 本邦から第二条第六号の政令で定める経済連携協定の締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品誓約書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品誓約書の作成の日から政令で定める期間、保存しなければならない。ただし、当該特定原産品誓約書を特定原産品申告書の用に供しないこととなつたとき、又は当該特定原産品誓約書に基づき作成された特定原産品申告書を当該締約国の関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しないこととなつたときは、この限りでない。

(特定原産品でなかったこと等の通知)

第六条 本邦から政令で定める経済連携協定の締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該特定原産品申告書を作成した日以後政令で定める期間内において、次の各号に掲げる事実を知つたときは、当該特定原産品申告書を交付し、又は提供した相手方及び当該締約国の税関当局に対し、遅滞なく、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該特定原産品申告書を当該締約国の関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しないこととなつたときは、この限りでない。

(書類の保存)

第四条 本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品申告書の作成の日から五年間、保存しなければならない。ただし、当該特定原産品申告書をオーストラリアの関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しないこととなつたときは、この限りでない。

2 本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品誓約書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品誓約書の作成の日から五年間、保存しなければならない。ただし、当該特定原産品誓約書を特定原産品申告書の用に供しないこととなつたとき、又は当該特定原産品誓約書に基づき作成された特定原産品申告書をオーストラリアの関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しないこととなつたときは、この限りでない。

(新設)

<p>一 当該特定原産品申告書に係る申告原産品が特定原産品でなかったこと その旨及び特定原産品でなかったとする理由</p>	<p>二 前号に掲げるもののほか、当該特定原産品申告書の記載に誤り（誤記 その他これに類する明白な誤りであつて当該特定原産品申告書の内容の 正確性に影響を及ぼすおそれがないと認めるものを除く。）があつたこ と その旨及び修正後の記載内容</p>
<p>三 当該特定原産品申告書に記載された事項に変更があつたこと その旨 及び当該変更の内容</p>	<p>（資料の提出及び立入検査等）</p>
<p>第七条 （略）</p>	<p>（農林水産大臣及び経済産業大臣との協力）</p>
<p>第八条 （略）</p>	<p>（権限の委任）</p>
<p>第九条 （略）</p>	<p>（政令への委任）</p>
<p>第十条 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第十一条 （略）</p>	<p>第十二条 第七条第一項の規定による資料の提出の求めに対し、正当な理由 がなくこれに応じず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定によ る質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは正当な理 由がなく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金 に処する。</p>

<p>（資料の提出及び立入検査等）</p>	<p>第五条 （略）</p>
<p>（農林水産大臣及び経済産業大臣との協力）</p>	<p>第六条 （略）</p>
<p>（権限の委任）</p>	<p>第七条 （略）</p>
<p>（政令への委任）</p>	<p>第八条 （略）</p>
<p>（略）</p>	<p>第九条 （略）</p>
<p>第十条 第五条第一項の規定による資料の提出の求めに対し、正当な理由が なくこれに応じず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による 質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由 がなく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に 処する。</p>	<p>（略）</p>



第十三条

(略)

第十一条

(略)

改 正 案	現 行
<p>（生活関連物資の減税又は免税） 第十二条（略） （削る）</p> <p>2  食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物（前項に規定するものを除く。）で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競争する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。</p>	<p>（生活関連物資の減税又は免税） 第十二条（略）</p> <p>2  前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合において、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは、「高価であり、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第三条第一項の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上位価格をこえて騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき」と読み替えるものとする。</p> <p>3  食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物（前二項に規定するものを除く。）で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競争する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>第九十五条の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条、第四十九条から第六十一条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条、第六十七条、第六十八条第三項、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条の規定を準用する。</p>	<p>第九十五条の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十七条から第六十一条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条の規定を準用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>第百八条 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条、第四十七条、第四十八条、第四十九条から第六十一条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条、第六十七条、第六十八条第三項、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで（事実の報告、事件の調査、排除措置命令その他事件処理の手續）、第七十五条、第七十六条（雑則）、第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条（訴訟）の規定を準用する。</p>	<p>第百八条 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条、第四十七条から第六十一条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで（事実の報告、事件の調査、排除措置命令その他事件処理の手續）、第七十五条、第七十六条（雑則）、第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条（訴訟）の規定を準用する。</p>

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第十二条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(免税等)</p> <p>第十三条 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に 関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。 第三項において同じ。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の七（環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）に規定する貨物（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。）</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付)</p> <p>第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 関税暫定措置法第七条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)</p>	<p>(免税等)</p> <p>第十三条 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に 関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。 第三項において同じ。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付)</p> <p>第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)</p>

第十五条の二 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される課税物品（輸出の際に消費税の免除を受けていないもの（第十三条第一項第五号に掲げるものを除く。）に限るものとし、加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該課税物品に係る消費税の額に、当該課税物品を関税定率法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の輸入貨物とみなして計算される同条に規定する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その消費税を軽減することができる。

（還付加算金の計算期間の特例）

第十七条の二 輸入された課税物品につき、関税暫定措置法第十二条の二（更正の請求の特例）の規定により行う関税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に基づく同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正により納付すべき関税の額が減少したことにより国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正（同法第二十三条（更正の請求）の規定による更正の請求に基づくものを除く。）により納付すべき消費税（当該消費税に係る延滞税を含む。）の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときにおける同項第一号（イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日（その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）」とあるのは、「関税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日」と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とす

第十五条の二 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される課税物品（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限るものとし、加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該課税物品に係る消費税の額に、当該課税物品を関税定率法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の輸入貨物とみなして計算される同条に規定する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その消費税を軽減することができる。

（新設）

る。

2 | 関税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）に規定する賦課課  
税方式が適用される課税物品につき、関税暫定措置法第十二条の三第一項  
（賦課決定の請求）の請求に基づく関税法第八条第三項（賦課決定）の規  
定による決定により納付すべき関税の額が減少したことにより国税通則法  
第三十二条第二項（賦課決定）の規定による決定により納付すべき消費税  
（当該消費税に係る延滞税を含む。）の額が減少した場合において、当該  
減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項に規定する還  
付加算金を計算するときにおける同項第一号（イに係る部分に限る。）の  
規定の適用については、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付  
があつた日（その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定  
納期限）」とあるのは、「関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号  
）第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の規定による決定の請求があつ  
た日の翌日から起算して三月を経過する日と当該決定があつた日の翌日か  
ら起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

改 正 案

現 行

<p>(定義)                  第二条 (略)                  2 この法律において「指定乳製品」とは、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）<u>第二条第三項に規定する指定乳製品をいう。</u></p>	<p>(定義)                  第二条 (略)                  2 この法律において「指定乳製品」とは、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）<u>第二条第二項に規定する指定乳製品をいう。</u></p>
<p>(独立行政法人農畜産業振興機構の業務)                  第三条 (略)                  2 前項第一号から第三号まで及び第五号の業務は、<u>次章及び第四章に定めるところにより行うものとする。</u></p>	<p>(独立行政法人農畜産業振興機構の業務)                  第三条 (略)                  2 前項第一号から第三号まで及び第五号の業務は、<u>次章から第四章までに定めるところにより行うものとする。</u></p>
<p>(生産者補給交付金の交付)                  第五条 機構は、予算の範囲内で、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体（<u>法第七条第一項の生乳生産者団体をいう。</u>以下同じ。）に対し、当該生乳生産者団体の行う生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会その他の者に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）に係る加工原料乳（当該指定に係る次条第一項に規定する地域内において生産されるものであつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するものの積立てに要する費用を生乳の生産者がこの条の規定による指定を受けた生乳生産者団体（以下「指定生乳生産者団体」という</p>	<p>(生産者補給交付金の交付)                  第五条 機構は、予算の範囲内で、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体（<u>法第六条第一項の生乳生産者団体をいう。</u>以下同じ。）に対し、当該生乳生産者団体の行う生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会その他の者に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）に係る加工原料乳（当該指定に係る次条第一項に規定する地域内において生産されるものであつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するものの積立てに要する費用を生乳の生産者がこの条の規定による指定を受けた生乳生産者団体（以下「指定生乳生産者団体」という</p>



。に支払う旨の定めがある契約（第十一条第一項において「生産者積立金契約」という。）に係るものに限る。）につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

（法の適用）

第二十條 法第四條から第六條まで及び第八條から第十三條までの規定は、法第二條第二項に規定する原料乳及び同條第三項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 補給金単価が定められている場合には、法第七條第一項中「原料乳の価格」とあるのは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律百二十二号）第二條第一項に規定する加工原料乳（以下「加工原料乳」という。）の価格」と、「生産する原料乳」とあるのは「生産する生乳」と、法第十五條第一項中「原料乳」とあるのは「加工原料乳」とする。

3 第三條第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、法第十四條中「第七條第三項又は第十一條各号」とあるのは、「又は第七條第三項」とする。

（機構法の適用）

第二十條の二 機構法第十條第一号ロ及びハの規定は、法第二條第二項に規定する原料乳及び同條第三項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 第三條第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二條中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律百二十二号）以下「暫定措置法」という。）第三條第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三條第一項及び第二十二條第二号中「第十條」とあるのは「第十條及び暫定措置法第

。に支払う旨の定めがある契約（第十一条第一項において「生産者積立金契約」という。）に係るものに限る。）につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

（法の適用）

第二十條 法第三條から第五條まで及び第七條から第十二條までの規定は、法第二條第一項に規定する原料乳及び同條第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 補給金単価が定められている場合には、法第六條第一項中「原料乳の価格」とあるのは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律百二十二号）以下「暫定措置法」という。）第二條第一項に規定する加工原料乳（以下「加工原料乳」という。）の価格」と、「生産する原料乳」とあるのは「生産する生乳」と、同條第四項及び法第十四條第一項中「原料乳」とあるのは「加工原料乳」とする。

3 第三條第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、法第十三條中「第六條第五項又は第十條各号」とあるのは、「第六條第五項」とする。

（機構法の適用）

第二十條の二 機構法第十條第一号イ及びロの規定は、法第二條第一項に規定する原料乳及び同條第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 第三條第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二條中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三條第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三條第一項及び第二十二條第二号中「第十條」とあるのは「第十條及び暫定措置法第三條第一項」と、機構法第十

三条第一項」と、機構法第十四条中「第十条第一号ロ及びハ」とあるのは「第十条第一号ロ及びハ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、「同法」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」と、機構法第二十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

(区分経理の特例)

第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらに附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る機構法第十二条の勘定において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十条第二号の業務に必要な経費の財源に充てるため、機構法第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

四条中「第十条第一号イ及びロ」とあるのは「第十条第一号イ及びロ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

(区分経理の特例)

第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらに附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る機構法第十二条の勘定において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十条第二号の業務（同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、機構法第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

改 正 案

現 行

<p>（肉用子牛等対策費の財源）</p> <p>第十三条 政府は、毎会計年度、当該年度の次に掲げる物品に係る関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六条の二第一項第二号イ及びロに掲げる関税を除く。）の収入見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、次条の規定による交付金の交付及び肉用牛生産の合理化、食用に供される家畜の肉（当該家畜を含む。以下「食肉等」という。）の流通の合理化その他畜産の振興に資するための施策（食肉等に係るものに限る。）の実施に要する経費（以下「肉用子牛等対策費」という。）の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 関税率法別表第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二九号の一に掲げる牛の頬肉及び頭肉</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（機構に対する交付金）</p> <p>第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、機構法第十四条第一号イの業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同条第二号及び第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。</p>	<p>（肉用子牛等対策費の財源）</p> <p>第十三条 政府は、毎会計年度、当該年度の次に掲げる物品に係る関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六条の二第一項第二号イ及びロに掲げる関税を除く。）の収入見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、次条の規定による交付金の交付及び肉用牛生産の合理化、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する食肉（当該家畜を含む。以下「食肉等」という。）の流通の合理化その他畜産の振興に資するための施策（食肉等に係るものに限る。）の実施に要する経費（以下「肉用子牛等対策費」という。）の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 関税率法別表第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二九号の一に掲げる牛のほほ肉及び頭肉</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（機構に対する交付金）</p> <p>第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、<u>法</u>第十四条第三項に規定する指定食肉（以下「指定食肉」という。）<u>について</u>の機構法第十四条第一号の業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同条第二号及び第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付す</p>
--	--

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は機構法第十条第一号イの業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

（削る）

（機構法の適用）

第十五条（略）

（事務の区分）

第十八条 第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

るものとする。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十条第一号の業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

（法の適用）

第十五条 第五条第二項に規定する合理化目標価格が定められている場合には、法第三条第四項中「指定食肉」とあるのは「牛肉以外の指定食肉」と、「旨とし」とあるのは「旨とし、指定食肉たる牛肉（当該家畜を含む。）」については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情並びに前会計年度において適用される肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第二項の合理化目標価格を考慮し、その再生産を確保することを旨とし」とする。

（機構法の適用）

第十五条の二（略）

（事務の区分）

第十八条 第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改 正 案	現 行
<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第十五条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の十六第五項の規定による政令で定める検査及び質問又は同法第六十九条の二第一項若しくは第二項若しくは第八十条の五第一項の規定による政令で定める立入検査、質問及び収去</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十五条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十九条の二第一項若しくは第二項又は第八十条の五第一項の規定による政令で定める立入検査、質問及び収去</p> <p>二・三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（国民に対する啓発等）</p> <p>第七条 国及び地方公共団体は、国民が、著作権法第三十条第一項（新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもって、録音録画有償著作物等（著作権法第十九条第三項に規定する録音録画有償著作物等をいう。以下同じ。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたらば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（関係事業者の措置）</p> <p>第八条 録音録画有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（国民に対する啓発等）</p> <p>第七条 国及び地方公共団体は、国民が、新法第三十条第一項（新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもって、有償著作物等（新法第十九条第三項に規定する有償著作物等をいう。以下同じ。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたらば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（関係事業者の措置）</p> <p>第八条 有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。</p>